

議事日程(第2号)

平成30年12月5日(水曜日) 午前10時 開議(本会議)

日程第1 ※一般質問

※一般議案

日程第2 議第65号 平成30年度遊佐町一般会計補正予算(第3号)

日程第3 議第66号 平成30年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

日程第4 議第67号 平成30年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第5 議第68号 平成30年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

日程第6 議第69号 平成30年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第3号)

日程第7 議第70号 平成30年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第8 議第71号 平成30年度遊佐町水道事業会計補正予算(第3号)

※条例案件

日程第9 議第72号 遊佐町税条例等の一部を改正する条例の設定について

日程第10 議第73号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議第74号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※事件案件

日程第12 議第75号 町道路線の認定について

日程第13 議第77号 平成30年度橋梁長寿命化修繕計画事業西浜橋補修工事に係る請負契約の一部
変更について

日程第14 ※補正予算審査特別委員会の設置について

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

☆

出欠席議員氏名

応招議員 12名

出席議員 11名

1番 齋藤 武君 2番 松永 裕美君
3番 菅原 和幸君 4番 筒井 義昭君
5番 土門 勝子君 6番 赤塚 英一君
7番 阿部 満吉君 8番 佐藤 智則君
9番 高橋 冠治君 10番 齋藤 弥志夫君
12番 土門 治明君

欠席議員 1名

11番 堀 満弥君

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長 時田 博機君 副町長 本宮 茂樹君
総務課長 池田 与四也君 企画課長 堀 修君
産業課長 佐藤 廉造君 地域生活課長 島中 良一君
健康福祉課長 高橋 務君 町民課長 中川 三彦君
会計管理者 高橋 晃弘君 教育長 那須 栄一君
教育委員 佐藤 啓之君 農業委員会会長 佐藤 充君
教育課長 佐藤 正喜君 代表監査委員 金野 周悦君
選挙管理委員会 員 長

☆

出席した事務局職員

局長 佐藤 光弥 議事係長 東海林 エリ 書記 高橋 和則

☆

本 会 議

議長(土門治明君) おはようございます。ただいまより本会議を開きます。

(午前10時)

議長(土門治明君) 本日の議員の出席状況は、11番、堀満弥議員が所用のため欠席、その他全員出席しております。

なお、説明員としては、全員出席しておりますので報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

7番、阿部満吉議員。

7 番(阿部満吉君) おはようございます。きのうの暖かい空気とは一転して、きょうは冷たい北風が吹いております。季節の変わり目、体に支障のないよう順々にならしていきたいと考えております。

それでは、通告に従いまして私のほうからも一般質問をさせていただきます。新庁舎周辺整備のグランドデザインはということで通告を申し上げておりました。新庁舎が建設されることにより、町の風景は一変することになります。当該地は、市街化調整区域としてこれまで民間による住宅地造成に期待してきましたが、町の施設である生涯学習センター、町民体育館、図書館、子どもセンターが先行して建設されております。おのずと地価が上がり、個人取得を抑制していることも想像できます。しかし、この地域はJR遊佐駅やスーパーマーケットにも近く、町の施設と隣接していることから、住んでみたいというニーズがあることは私から言うまでもないことであります。そこで、こんな町並みなら住んでみたいと思える景観が必要と思います。新庁舎が建設されれば、この地域への車や人の往来がふえてきます。閑静な落ち着いた住宅地を保証することができないかもしれませんが、幸い鳥海山の眺めもよく、子どもセンター脇の中央公園とリンクしながら街路樹や緑地帯を設けることで、公共の庁舎を中心としたゾーンと、緑豊かな住宅ゾーンが形成されると思います。新庁舎を建設することによるこの地域のグランドデザインについて、まず初めに質問いたします。

2つ目、新庁舎建設後の旧庁舎跡地利用について、周辺の方々から駐車場はいかがなものかという声が聞こえてきております。周辺には山形経済連米倉庫脇の役場駐車場、JAみどりの駐車場、まちなか駐車場と生涯学習センター駐車場、駐車場ばかりになっています。防災センターには、教育課と母子センターに係る機能を残すことですので、必要な駐車スペースのほかは来場者や町民が楽しめる緑地公園や施設の計画が選択肢にあるのではないかと思います、壇上からの質問といたします。

議 長(土門治明君) 時田町長。

町 長(時田博機君) おはようございます。それでは、一般質問第2日目、7番、阿部満吉議員に答弁をさせていただきます。

新庁舎の周辺の整備のグランドデザインはという質問でありましたけれども、実は新庁舎の周辺という意味でいけば、我が町の元町の中心部については、いわゆる遊佐町の都市計画の用途指定区域には指定されているものの、昭和49年7月にこれが制定されてから何と44年もの長きにわたり、計画がほとんど実施されずに、東北の美しい水田風景のままに維持されてきた経緯がございます。子どもセンターや庁舎、若者住宅等の計画が進むことにより、やっと本来の都市計画に少しでも近づくことができるようになるものと期待をしているものであります。新庁舎前の現在の計画では、建設予定地の南側に12メートル道路を築造し、県道鶴田南北線と連結させ、新庁舎へのアクセス道路とすることが予定されております。既に遊佐交番の敷地の譲渡についても山形県警本部に申し入れを行っておりますし、また東側のハツ面川沿いの鶴田一舞鶴線の交差点も改良工事を行う予定としております。また、新庁舎建設予定地の南側に造成されております若者住宅地に住居が建ち並び、子育て世代の若いご夫婦や子供たちが住まいすることで、遊佐町の明るい将来が展望できるまさに地域になってくれることを期待しているところであります。

議員お尋ねの新庁舎周辺整備のグランドデザインについてであります。今申し上げました若者住宅地への住宅の建設促進ということを中心に進めてまいりたいと考えております。現在造成を完了している西側部分のみならず、まちなか東駐車場として利用している部分と未買収地となっている町道に隣接している土地についても、今後宅地としての整備を図り、立地条件のよさを売り物に住宅造成を進めてまいりたいと思います。何しろ役場ができて、子どもセンターがあり、町民体育館、生涯学習センター、そして図書館、中央公園等が整い、JA、そしてJAのスーパーも近く、郵便局も近いという地の利を考えたときに、まさにここが定住促進の拠点とならんと期待をしているのであります。ただ、土地買収に関しましてはあくまでも地権者の合意を基本としたいと考えておりますし、適正な価格で買い取ることができるということが非常に重要な案件だと思っております。そのような造成をしていく中でありました街路樹や緑地帯の整備については検討させていただければありがたいと、このように思っております。

続きまして、新庁舎建設後の旧庁舎跡地利用については、駐車場としての利用ではなく、町民が楽しめる公園や施設の計画も選択肢にあるのではないかのご質問でありました。確かに町民説明会、特に町政座談会の遊佐地区においてもそのような意見がもう既に述べられております。現在のところ、公園整備は平成25年3月に策定された遊佐町都市公園・河川公園再整備基本計画に基づき、5つの都市公園、5つの河川公園、合わせて10の公園に対しまして順次再整備工事を計画、実施しており、新たな公園整備については現在のところ計画にはないという現状でございます。

以上であります。

議 長(土門治明君) 7番、阿部満吉議員。

7 番(阿部満吉君) それでは、本題に入る前に町長にお聞きしたいと思いますけれども、町長、日本各地回っております。外国にもひょっとしたら出かけていらっしゃるかもしれません。そんな中で、自分がこれはいい町だなというような、そんな町というのは思い当たるところをお聞きしたいと思います。私が考えるに、一番今まで好きだったのは京都であるとか、北海道の札幌であるとか、ある程度基盤の目に仕切られた、けれどもいろんな機能を持った緑地帯があるとか公園が真ん中にあるとか、そのようなところがいいなと思ったのですけれども、ふとゆうべ寝ながら考えているに、私40年以上前、2年ほど暮らした山形市というのもなかなかいいまちだなというふうに思っていました。あれも城下町でありながら、かなり道路網を整備、戦後だと思えますけれども整備されて、なかなかアクセスもしやすいまちかなというふうに、町づくりとしては手本になるのかなというふうに思っておりました。ご存じのとおり遊佐町は、もう道路がジグザグという道路で、前々から指摘もされておりますし、345号へのアクセスもなかなか入ることはできても出ることができないみたいな、そんな道路網になっております。町長がいろいろ全国を歩く中で頭に浮かぶ町並み、手本になる町並みというのを少しご享受いただければというふうに思います。

議 長(土門治明君) 時田町長。

町 長(時田博機君) 私は、自分の今立場で見れば、やっぱり遊佐町が一番と。何せやっぱり鳥海山がいつでもそこにあって、ふるさとであるし、そして確かにかつては稲妻道路とおっしゃった町長もいらっしゃいましたけれども、それら等かなり舞鶴橋からのハツ面川沿いの道路によって真つすぐスーパー農道にも行くようになった。できれば遊佐中からのあの杉沢本線がジグザグ曲がらなければ本町に入れない、それらをどうにか直すことができれば、やっぱり遊佐町というのは延喜式の時代から遊佐という駅制が置かれて、ずっとその名前が今でも使われている町、やっぱり自分の町に誇りを持っていたいと思いますし、誇りを持っておりますし、その遊佐が一番であろう

など。ただ、城下町と比較すれば、どうしてもそれは安らぐ中心の広場があるとか公園があるとか城跡公園があるという形でいくと、なかなかそのようなかつての城下町とは趣を異にするという思いはありますけれども、例えば東京に行ってみても、やっぱり皇居の周りをランニングする人たちを見て、自分のまちであのようにいつでも町民が愛して、いつでも散歩ができる、ランニングができることができたら1カ所ぐらい町の中心にもあればいいのかなという思いはしていますけれども、ただ月光川の河川公園沿いに1周1.5キロですか、周回の施設をつくったり、それからパノラマパークには1周500メートルのウォーキングコースがあったり、それぞれやっぱり知恵を出しながらやってきたという形でいけば、決して城下町ではなくてもいい施設がいっぱいあるのだなという思いをしています。先日、実は松永議員がきのう質問した港区の区役所にもちょっと用事があったて行くことができましたけれども、ああ、港区の区役所も便はいいところにあるのだなという思いであります。特に東京が一番すごいと思うのは、公共交通機関が物すごく充実していて、年配の方がどんどん、どんどんいろんな公園、近くの公園に気軽に行けるという点でいけば、まさに首都圏ほど、特に東京ほどニーズを満足させてくれる地区はないのかなという思いしています。ただ、空気とか全体的に見れば、あそこは住むところではないなという思いもするものですから、あえて私は遊佐町が一番好きで、そして遊佐に住むことをしっかりと誇りに思いたいと思っています。

以上であります。

議長(土門治明君) 7番、阿部満吉議員。

7番(阿部満吉君) 今の体形からは信じられないかもしれませんが、かつて私もランナーでありました。我が家から吹浦方面に走って帰ってくると大体12キロ、私のいつものトレーニングコースです。下当山あたりのアップダウン、それから吹浦の赤坂のアップダウン、そして吹浦の夕方になれば各家からのおつくる夕食のにおい、それが大変私は大好きで、いつもあちら、吹浦方面に走っておりました。それとは別に、先ほど城下町という話をしましたけれども、そういう意味ではなくて、城下町というのは基本的に鶴岡みたいに、いわゆる道路がどうなっているかわからない、城に着かないような、町をあの碁盤の目に合わせて区画整理をしたという意味でのお話でありますので、その辺も緑地帯とはまた別の話で進めていきたいと思っております。先ほど町長答弁の中で、南側に町道を切るという話がありましたけれども、その辺地図を広げてみても、いわゆるアクセス的にJRにまた曲がったりとか戻ったりとかというような、そんな町なのです、まだ遊佐町は。そういう意味では走るにも大変なのですから、町道の元町のあり方について少し課長のほうからもお話しただければと思っております。

議長(土門治明君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) お答えいたします。

まず、ただいま町長答弁ございましたけれども、新庁舎前の道路も整備するというところで計画させていただいております。計画につきましては、交番前の県道から東のほうへ伸ばしまして、八ツ面川沿線沿いにあります都市計画街路鶴田一舞鶴線ですか。鶴田一舞鶴線へ接続させるという計画で、道路計画のほうを計画させていただいております。幅員につきましては、6070いわゆる車道が6メートル、道路幅員が7メートル、両側に2メートル50ずつの歩道、合計12メートルの道路を八ツ面川沿いまで結びましょうということで計画をさせていただいております。この街路の鶴田一舞鶴線につきましては、その先、345号スーパー農道の交差点、信号機ございますけれども、そちらのほうから直結、ノンストップで直結できるような形で庁舎へ導くというような形で道路計画させていただいております。

以上でございます。

議長(土門治明君) 7番、阿部満吉議員。

7番(阿部満吉君) その辺は、先ほどの町長答弁で大体理解できるのですけれども、今質問したように駅方向へのいわゆるアクセス道路についてはまだ白紙ということですか。

議長(土門治明君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) 答えいたします。

都市計画区域内、いわゆる用途地域内のほうには都市計画道路ということで6本ほど幹線道路計画されています。都市計画決定されたのは46年の3月でございますけれども、ほとんどが未着手道路ということで整備がなされていない状況でございます。ただ46年時点におきましては、遊佐地区の中心部の西側に位置します345号、そしてスーパー農道も整備されていない時代での計画でございました。ですので、これから改めて未着手都市計画道路につきましては計画を見直していく必要もあろうかなというふうに思っております。

議長(土門治明君) 7番、阿部満吉議員。

7番(阿部満吉君) この質問するに当たって課長ともお話ししていたのですけれども、富山県城端町はいわゆる遊佐でいう345号がバイパス的に外回りで今つながっているわけですけれども、わざわざ町の中を通した。移転費用もリスクの上で町の中を通したというふうなお話を聞いたことがございます。その道路は、祭りのときに有効活用されておるし、アクセスもよくなっているというような話です。南から来て庁舎、それに元町に入る道路というのは、それなりに今回の整備、それから先ほどの町長答弁にもありましたけれども、八ツ面川沿いの道路の再整備ということもありましたので、それからの枝葉的な、もっとアクセスしやすいような、例えば元町から西の345に抜ける道路であるとか、JRに真っすぐ行ける道路とか、その辺の計画も見直しの中に入れておくべきではないかというふうに思うのですけれども、その辺の計画はいかがですか。

議長(土門治明君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) 答えいたします。

遊佐地区から西側へ345号へ導く抜ける道路というようなご質問だったと思いますけれども、今現在整備されているのが矢走跨線橋、遊佐地区のほうに難なく無理なく入ってくる路線、整備になっている路線が矢走跨線橋渡って遊佐地区へ導く道路1本だけだと思います。あと、TDKさんの前、県道、十里塚一遊佐線ということで県道という位置づけになってございますけれども、TDKさんの前までは約100メートルくらいまでは整備なって、拡幅センターラインになってございますけれども、その東側、JR越えて旧345号までの間は未改良でございます。その部分も以前は改良すべき路線でないかということで県のほうにも町のほうからご要望させていただいておりましたけれども、現実的に家屋移転等、そしてJRの踏切の拡幅ということで、現実的に難しいであろうということで、町のほうでは現道に建っております電柱移転を民地のほうに移転できないでしょうかということで県のほうにご要望をさせていただいております。また、以前ですと遊佐駅の下をくぐったアンダーパス、そのような計画もあったようございますけれども、今そのような計画のご要望等は県のほうにはいたしてございません。あと、遊佐の市街地に入ってくる結構交通量が多い箇所としましては、北側になりますけれども、クボタさんの前の道路になりますけれども、345号までの道路ですけれども、あそこにつきましては農道という位置づけになってございます。あそこも結構交通量多いのでございますけれども、今現在につきましては改良計画はないという状況でございます。

議長(土門治明君) 7番、阿部満吉議員。

7番(阿部満吉君) クボタの話まで出ると利益誘導になりますので、それ以上はお話ししませんけれども、また

元町に戻ってまいります。とにかく今南側に道路を切ったとしても、やはり元町の中というのはジグザグ道路になるわけですので、その辺いろんな駐車場であるとか、この旧庁舎を使ってのいわゆるまた道路整備というのも考えてもいいのではないかなというふうに思っているのですけれども、それと一緒に最初にいわゆる公共的な建物と住宅のゾーニングというなお話もしました。町長答弁、最初の答弁の中では今後検討したいというお話もございましたけれども、その辺の必要性についてはどういうふうにお考えなのか、いわゆる新庁舎建設検討委員会の中でお話があればご提示願いたいというふうに思います。

議 長(土門治明君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) お答えいたします。

現在、新庁舎前道路整備ということで環境も大きく変わってこようというふうに思っております。この地におきましては、先ほど町長答弁にもございましたけれども、都市計画街路鶴田一舞鶴線等整備されてございます。また、都市公園の遊佐中央公園も整備されてございます。また、あわせて子育て支援施設子どもセンター等も整備されておりまして、交通アクセスも非常に良好な、生活環境が整った条件のいい立地条件に恵まれたところでございますので、今後につきましても良好な優良住宅地として整備されていくべき箇所ということで整備していきたいというふうに考えてございます。

議 長(土門治明君) 7番、阿部満吉議員。

7 番(阿部満吉君) 今まちなか駐車場としているところも、新たにまた若者向け住宅として造成した土地も、町で今地盤工事をしております。あの辺のゾーニングについて、今後とも町が主導していくのか、それからいわゆる民間に委ねるのか、その辺の考え方はいかがですか。

議 長(土門治明君) 時田町長。

町 長(時田博機君) これ後ほど斎藤議員が一般質問でも来るわけですがけれども、やっぱり町でできること、だけれども民間の力をかりること、そういうような形、やっぱり民間の力をしっかりこの地で利益をもたらすような形にしていければと思っております。まずは住んでもらいたい。だけれども、公営住宅でつくってしまうと、これだけ以上の所得の方はここには入れませんというような形になるものですから、なかなか公営まで補助金をもらいながら向かうということが現状として厳しいものだと思っておりますので、できれば今保育園の向かいに民間の事業者から1棟アパートと、それから酒田の民間の事業者から戸建てを3棟今つくっていただいていますけれども、あれら等のベース、基礎的な土地の問題等はしっかりと町で支援しながら、やっぱり民間活力で、そして役場の職員同士が結婚しても、今アパートがなくて遊佐に住めないという現状を、役場の職員同士が結婚するということは所得でいけば2人合わせればかなりの金額になるわけですから、所得制限によってそのアパートに入れないということが公営でつくった場合、大変な問題だと思っておりますので、それら等民間の力も大いにかりながらやっていきたいなと思っております。

議 長(土門治明君) 7番、阿部満吉議員。

7 番(阿部満吉君) アパートについては、まだ上程されていない補正予算にもかかわってきますので、ここはいわゆるゾーニングという意味でお伺いをしたいというふうに思います。検討したいというふうには答弁いただきましたけれども、ある程度やはり公用地と住宅地というのは分けてゾーニングすべきであろうというふうに思いますので、その辺考え方としてプランにないのか、もう一度お伺いしたいというふうに思います。

議 長(土門治明君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) ゾーニングということでございますけれども、先ほど町長答弁あったとおり、できれば民間の開発も取り入れながら舞鶴地区においては整備を図っていただきたいというふうを考えてございます。

以上でございます。

(何事か声あり)

議 長(土門治明君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) お答えいたします。

あわせて、民間の開発に委ねたいということでございますけれども、今までも死に地が生じた開発が多ございました。そのような……

(何事か声あり)

地域生活課長(畠中良一君) 死に地。道路の前面だけの開発になりまして、後ろのほうは開発が抑制されると、開発しづらいということが往々に生じてございましたので、乱開発といいますか、そういう死に地生じない形で道路整備のほうはしっかりと整備を図っていきたいというふうを考えてございます。

議 長(土門治明君) 7番、阿部満吉議員。

7 番(阿部満吉君) アクセスだけがよくて環境が悪いのではどうしようもないわけですので、その辺も含めて今後とも検討をいただきたいと思います。

いわゆるこの駐車場の関係、恐らくここに旧庁舎が駐車スペースとして整備されれば、JR脇のというか、経済連倉庫の脇のいわゆる駐車場というのはまた要らなくなるとか、そういうようなことも考えられるわけですが、その辺は公園は計画はないのだという話がございましたので、駐車場のいわゆる周りの環境について総括的にどういうふうを考えているのか、お伺いしたいというふうに思います。

議 長(土門治明君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) お答えをいたします。

今現在、駐車場は、この本庁舎前、周辺と本庁舎または防災センター周辺に来客用、来庁者用の駐車場がございます。それから、職員駐車場としましては2カ所、今お話がありましたとおり、西側の駐車場、これが職員専用の駐車場、それから東側、警察の裏が公用車の駐車場と職員の駐車場ということで3カ所に設置しております。新庁舎が建設されますと、その東側駐車場は建物用地または来庁者用の駐車場になります。今現在、公用車、職員駐車場としている部分、70台くらいの駐車区画があるわけですが、それを庁舎建設後、この現庁舎を解体をして70台区画分振りかえていくという考え方で、西側の駐車場はそのまま活用していきます。それが基本形になります。議会開会中であつたり、防災センターで健診等が行われるとき、あるいは大きな会議があるときなどは、ご存じだと思いますけれども、今の状況では不足しているということがあります。ほぼ70台区画、面積的にもこの敷地は同等規模に、若干大きいかもしれませんが、同等規模にあらうかと思えます。ですから、その分も特殊な状況に応じた分もここを駐車場にして吸収していくと、その課題を解消していくという方向でおりますので、最初のご質問に必要な駐車場、駐車スペースのほかを除いては公園整備、緑地整備というふうなお話もございましたが、ここにその駐車場を設けることは必須課題だというふうなことで、実は基本計画の中にもそこは明記させていただいております。

以上です。

議 長(土門治明君) 7番、阿部満吉議員。

7 番(阿部満吉君) 最初の町長答弁の中で、町民座談会の中でも駐車場の問題が提起されたというお話がございました。ですので、内容、その問題点は重々ご承知のことと思いますので省かせていただきますが、先日文教産建常任委員会で庁舎建設に関する調査で五所川原市役所を訪れさせていただきました。庁舎駐車場には珍しく有料駐車場でございました。1時間200円でしたか。1日何ぼとめても400円なのですけれども、夕方閉まってから一晩とめると最高500円というような有料駐車場になっておりました。当然免除もできるわけなのですけれども、それが何を意味するかというのはやはり夜間なり、それなりの問題を解決するためのものであろうというふうに、ただ駐車料金を徴収するためだけではないような気がいたしております。その辺の考え方、総務課長、どうお考えでしょうか。

議 長(土門治明君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) お答えいたします。

その事例の有料化したいきさつというものはちょっと存じ上げておりませんので、そのことはちょっと触れないでいきたいと思いますが、その夜間の駐車場の状況に課題があるというのは、一般のご家庭の車をとめられておると、それが例えば常態化しているというようなことかなと思います。ままこの役場駐車場の一部にそういう事例もあって、それが本当に常態化しており、悪質といえますか、そういう状況が見られれば一定の指導といえますか、対応をさせてもらっているというものであります。今現在の状況については、調べた上で、いずれの機会に報告をするなり、対応するなり、もしそういう状況が見受けられれば一定の改善を見るようにこれまで同様対応していきたいなと思っております。また、役場駐車場に限らず、公営の駐車場、これ商工管轄の駐車場2カ所持っているわけですが、そういったこともあり、また十分町民の利用に供していないと、これも公の施設でありますので、つまり商店街に往来の皆さんの駐車場としての目的で条例設置までされているという駐車場ではありますが、その有効活用が図られていない、そして近隣でできれば貸してもらいたいという声があつて、検討した上で、そこを有料化という方向で条例を改正をして、町民に、近隣の住民に開放してきたという事例もございまして、そういったニーズなり、状況次第では改善の余地も今後あるのかなとは思っております。

以上です。

議 長(土門治明君) 7番、阿部満吉議員。

7 番(阿部満吉君) 今の質問は、いわゆる有料駐車場をつくりなさいというふうなことではないので、誤解のないようにお願いしたいと思います。

それで、酒田市さんなんかでもやっていますけれども、町めぐりの拠点として、酒田市の駐車場をどうぞおとめになって、まちの中を歩いてください、商店街を歩いてくださいというようなことも酒田市さんはやっているようでございますので、いわゆる職員の駐車スペースと来庁者、それから町の来町者的なものをいわゆる受け入れるスペースという意味でこの駐車場というのは有効に使ってほしいなというふうに思います。そういう意味でもやはりある程度の緑地化というのも、それから街路樹等々、そういう雰囲気的な景観的な施策も必要であろうかというふうに思います。その辺を加味した上で、もう一度ご答弁いただければと思います。

議 長(土門治明君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) お答えをいたします。

町めぐりの拠点としての町として町有資産の有効活用という観点でございます。一般論としては、それはあり得ることだろうと思います。他の事例もありますので。ただ、それが条件許すかどうか。先ほど申し上げましたとおり、

この庁舎周りの駐車場はそれほど潤沢にスペースがないということがありますし、他の所管の事例でそういうふうな活用転換も図っているという事例もありますし、1問目に例が挙がりましてとおり、町有資産のみならず民間のそういったスペースの活用という観点もあるのでしょうかから、果たしてどこまで連携とれるのかというふうな課題もございしますが、そういう議論が熟していったら、観光客なりにうまく提供していけるような状況が生まれるというのが理想論としてはそうなのか。現実論としては、かなり難しいことかなというふうに理解をするところであります。

以上です。

議長(土門治明君) 7番、阿部満吉議員。

7番(阿部満吉君) 先輩からは一般質問は理想や夢を語りなさいというふうに教わった記憶がございますので、現実を見るだけではなく、ある程度夢を持った計画が必要ではないかというふうに思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。そういう意味で、以前町なかでいわゆるガーデニングコンテスト的に自分の庭をつくろうよというようなお話しもございました。そういう意味でいくと、今回新庁舎は緑多き花のある庁舎、外構になればいいかなというふうに思いますし、駅とのアクセスもよくなってほしいですし、新しく道路切ったところには何かいろんな仕掛けがあるというふうに課長から聞いておりますので、その辺も伺いながら、地域生活課長から新しい南側の道路はいろんな活用ができるのだというふうなお話を聞きましたので、私からそれを言っただけでは課長の立場もないかと思ひます。その辺のお話しをお聞きして、私の質問終わりたいと思ひます。

議長(土門治明君) 時田町長。

町長(時田博機君) 駐車場全体的な絶対数でいくと、やっぱりそんなに潤沢にあるわけではないと。先日生涯学習センターで、体育館ではバスケットですか、生涯学習センターではいろんな芸文の芸術文化協会の芸術祭、実は見に行つたけれども、私も車がとめるところがなくて行けなかったという経過もありました。お隣の町では、職員は全部自分で駐車場を探して、有料でお借りして職場に行くという現状もあるように伺っておりますけれども、我が町では職員、職場に来て、これは無料の駐車場でしっかり仕事していただきたいな。そして、実は新しい庁舎は八ツ面川と非常に近い距離に、これまで以上にまた八ツ面川も脚光浴びるのかなと実は思っています。イバラトミヨがすむすぐ隣でもう遊佐町の役場あるのだよという形で、そんなきれいな川のほとりの近くに役場があるのだよということは子供たちにもっと伝えることによって、やっぱり遊佐のよさというのが大いに発信できるのではないかと私は思っています。せっかく先人が八ツ面川をあのようにして築き上げてくれたもの、水車が実際のところ今撤去して、まだ今次の計画なんかできたやに伺っています。ちょうど来年は合併の65周年ですから、それらにあわせてできれば水車の更新も地元の要望に応じていきたいと思ひますし、八ツ面川のすばらしいきれいな、そして希少生物のイバラトミヨのすむ、あそこで遊佐高生が何回か網をかけて、やっぱり実態調査しているという、そんなすぐ近くに役場があるのだよということをもっと誇りとして住めるような町にしていければと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長(土門治明君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) お答えいたします。

新庁舎前、新しく道路新設ということで計画をされてございます。例えばでございますけれども、当然街路灯設置になっていきます。街路灯のデザインを、例えばでございますけれども、鳥海山をイメージした街路灯設置するか、または鳥海フスマをイメージした街路灯にするとか、今町長おっしゃったようにイバラトミヨをイメージした街路灯を設置するか、さまざまな仕掛けはする必要があってくるのかなというふうに思ひます。あわせて、夏場、今

現在グリーンストアさんの前、駅前広場で盆踊りやっておりますけれども、新しく道路ができれば、新しい道路の前、新庁舎前の道路、そして新庁前広場、そして遊佐中央公園広場、そのような空間を全体的に活用した形でイベントを開ければ活気ある町づくりにつながっていくのではないかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長(土門治明君) これにて7番、阿部満吉議員の一般質問を終わります。

3番、菅原和幸議員。

3番(菅原和幸君) 通告している内容ではございませんが、実はきょう役場に登庁する前、直前ですが、ある方から電話がありました。私も9月議会で白穂被害のことについて質問しました。昨日は9番議員のほうからも同様のものがあつたわけですが、やはり厳しい状況にあると、水稻の被害もそういうこともあるということで、私からも議場の場でこういう厳しい状況を把握していただいて、可能な限り町のほうでも対応できるものは対応していただきたいと、そういうこともありました。実は昨日の答弁で町長がツデーマーチのときに現場を見たという答弁がありましたが、実はそのときにお会いした方からでありますので、申し添えておきます。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。最初に、人事行政運営状況について伺います。地方公務員法及び人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づき、毎年10月末現在の人事行政に関する状況を11月1日発行の広報で公表をしております。平成20年度から29年度までの10年間を振り返ってみますと、本町の人口は平成20年度末の1万6,448人が平成29年度末には約14%減の1万4,085人となっており、約2,400人ほどが減少しております。一方、本町の職員数は各年度で上下はあるものの、この10年間で10人減となっており、分野別では教育関係の特別行政で10人の減となっている状況であります。それぞれの時期における将来見通しや施策の実施にあわせ職員配置を行ってきたものであると理解をしております。人件費の推移を見ますと、平成27年度からの3年間は14%台の人件費率となっておりますが、平成29年度までの6年間に限って見た人件費額は約12億円から12億6,000万円の間で推移しております。歳出額及び実質収支額により人件費率が変化するようでもあります。平成30年度一般会計における職員1人当たりの給与費は、前年比15万円増の581万円となっておりますが、大学卒者の初任給は長く続いた据え置きから平成27年度に増額に転じ、平成29年度末までの3年間で約1万円ほどの増額となっております。そのような背景からか、全国町村平均値以下であったラスパイレズ指数は平成29年4月現在で全国平均を1ポイント上回る97.4となっております。本町の職員の平均年齢は41歳4カ月であり、採用から定年までを40年間と見たとき、平均的な状況にあるのかなとそうように考えます。また、151人の職員のうち、4人に1人が52歳以上であるようでもあります。今後の5年間ほどでは現職員の12%ほどの方が現在の定年であります60歳を迎えることになるようでもあります。平成13年2月に遊佐町職員の再任用に関する条例を制定、本年度は名簿を見ますと3名の方が再任用されております。国レベルでは人事院が本年8月に国家公務員の定年を5年後までに60歳から65歳に段階的に引き上げること、その際の給与額は60歳前の7割程度に減らすという内容を国会と内閣に申し入れされたようではありますが、職員の再任用計画を含めた今後の職員体制のあり方について所見を伺います。

次に、新庁舎の基本設計に関する事項について伺います。新庁舎建設については、本年7月の建設基本計画の策定を受け、基本設計に着手しております。庁舎建設に当たっては、1つが経済的でスリムな庁舎、2つ目が町民に親しまれる庁舎、3つ目が環境に優しい景観と調和した庁舎、4つ目が防災の拠点となる安心、安全な庁舎、5つ目が職員が働きやすい庁舎の5つの基本方針を挙げています。新庁舎建設に当たっては、町民を初めとする

来庁者の視点での課の配置や機能面を重視すべきであります。行政事務を担う職員の意見、視点での配慮も大切であると考えます。基本計画では、新庁舎に配置する職員数は全体の約8割に相当する120名としております。第8次振興計画では、2026年度の人口目標を1万2,000人としていますが、今後人口減少が続くとしても、すぐに職員の減員にはつながらないと理解をしております。しかし、総務省が示す自治体クラウドの導入や、県内でも相次いで取り組みを始めています議会でのタブレット化などの事務的な改善は積極的に推進すべきであると、そのように考えます。基本設計に当たっては、職員による庁舎建設庁内プロジェクト会議及び専門部会が並行して設置されており、ヒアリング等も実施をされているようであります。基本設計の職員の意見の反映状況と基本設計の進捗状況について伺って、壇上からの質問いたします。

議長(土門治明君) 時田町長。

町長(時田博機君) それでは、3番、菅原和幸議員に答弁をさせていただきます。

人事行政運営状況についてという第1点目の質問でありました。町では町税で職員給与を賄える町、これを目指してスタートしてきたところであります。私が就任した当時は、けれども定数管理も含めて職員の待遇のラスパイレスが県内ワーストツーからのスタートでありましたので、職員の皆さんにはそんな決してほかの町から比べると豊かな裕福な待遇を与えた町ではなかったのかという思いをして、けれども一生懸命頑張っていたことについては御礼を申し述べたいと思っています。

これまでの定員管理に関する経緯をご紹介しますと、本町では総務省で示される類似団体との比較や、財政面での人件費率、将来的な住民人口に対する適正な職員数と、職員の業務量等の検討を行いながら定員管理を実施してまいりました。具体的には、昭和60年9月の遊佐町行財政改革大綱では、昭和60年度215人であった職員数を5年間で4人減の211人、平成8年3月の定員適正化計画では平成8年度201人であった職員を5年間で5人減の196人、そして合併協議が不成立に終わった平成18年3月策定の遊佐町まちづくり再編プランでは、職員総数を町人口の100分の1程度とし、今後10年間で40名以上削減するという数値目標を掲げておりましたが、実際には平成18年度182人であった職員数を10年間で31人減の151人となっており、人口比でも目標には達しておらない状況であります。今年度については、平成30年4月1日現在で、一般行政職137人、技能労務職16人、計153人です。そのうち再任用職員は一般行政職2人、技能労務職1人、合計3人となっております。再任用職員については、平成13年2月に条例が制定され、平成25年11月に事務取り扱い要綱を制定し、平成28年度には2名の採用、以降平成29年度2名、平成30年度3名の再任用職員の採用を行ってきたところであります。これについては、公務員の定年が何歳までこれから広がるものなのか、70歳までの時代が来るものかも含めればまだまだふえると想定をされております。

今年度中にまた定員適正化計画を策定する予定で検討を重ねてきましたが、その数値目標の設定においては、将来の長期的な人口推移を考慮した上で、人口減少に伴う職員数や行政サービスの維持向上という観点から、行政組織のあるべき姿を見きわめ、また財政規模や自主財源に比べて人件費が過度に膨らむことがないようにする必要もあり、当該計画をもって定員の適正化に関する着実な実施と進行管理に努めてまいります。また、今後とも新規採用や再任用を適切に行うとともに、今後行われる定年引き上げに伴う制度改正や、事務事業や組織見直し等にあわせて対応してまいりたいと考えております。

続きまして、新庁舎の基本設計についての質問がありました。新庁舎の基本設計段階における検討体制として、これまで基本計画段階から庁舎建設庁内プロジェクトのもとに各課職員15名で構成する専門部会を置き、町民

の皆さんの使いやすさとあわせて、職員が効率的に業務を行いやすい庁舎にするための検討を行っているところであります。新庁舎における職員の配置計画としては、新庁舎建設基本計画では、新庁舎に配置する職員数を特別職、正職員、事務補助を合わせて120人としていますが、これに委託事務や地域おこし協力隊などを含め128人が執務できるスペースを想定しております。しかし、将来的には人口減少や業務のアウトソーシング等による職員数の減少が予想されることから、課の再編等にも柔軟に対応した職員配置が可能になるよう、平屋建てでの一体的な執務空間の構成を検討しているところであります。

基本計画に示された基本方針の主な反映状況としては、(1)の経済的でスリムな庁舎では、先ほど答弁させていただいたように職員数の変化に柔軟に対応するコンパクトでシンプルな建物を検討しております。

(2)、町民に親しまれる庁舎では、外観やサイン等のデザインは今後の検討となりますが、来庁者にわかりやすく、来庁者の動線を考慮し移動の負担が少ない構造とするよう検討を進めております。また、プライバシーを確保し、来庁者が安心して利用できる環境となるよう、個室相談室の設置やカウンターへの仕切り板設置等を検討しております。

(3)であります環境に優しい景観と調和した庁舎では、最新の効率的な省エネルギー技術を導入し、日常の維持管理や将来の更新に配慮した設備計画としています。また、自然エネルギーとして地下水熱、地中熱利用に向けた調査を行い、導入の可否を比較検討することとしております。

(4)の防災の拠点となる安全、安心な庁舎では、新庁舎に災害対策室や防災無線室を設置し、災害発生時に業務継続可能になるよう72時間稼働可能な自家用発電機の設置を検討しております。

(5)の職員が働きやすい庁舎では、新庁舎の全体的な構成に加えて、カウンターでの積極対応や相談コーナーの設置、職員休憩室等、職員が日々行う業務の視点を大切に、全職員を対象としたヒアリングを行い、そこで出された意見を反映させながら検討を進めております。

また、菅原議員から事務を行う職員の視点も大切であるとお話も提案がありましたが、私からは例えばスタンディング会議、椅子を置かないスタンディングでの会議の短い時間での会議はどうか、そういうところは可能なのかどうか、また休憩室、今の現在の202号室が休憩室でありましたが、今非常に狭くなっておりますけれども、職場としての休憩室が必要なのかどうか、またランチルームの必要はどうか等は私からも検討に値する課題ではないかという話はさせていただいておりますけれども、具体的などのような議論をしていただけるかについては私まではまだ報告は来ていないということでございます。

以上であります。

議長(土門治明君) 3番、菅原和幸議員。

3番(菅原和幸君) それでは、自席から質問させていただきますが、先ほどの7番議員の質問と大筋でダブる部分が多々ございますので、後ほどちょっと戸惑うこともあるかと思っておりますので、よろしく願います。

今答弁いただきましたが、職員の定員管理については、今町長答弁にありましたとおり、平成の18年3月、小野寺町長の時代に平成17年から21年までの5年間を期間とする計画がつけられたようでございました。これについては、第4次の行財政改革大綱といいますか、当時はやった言葉ですが、それも兼ねているというようなものいろいろな資料から推察をしたところでございます。先ほど申し上げました人事行政に関する条例につきましても、ちょうど同じ時期に、同じ月に何か制定されているようでございました。これは偶然の一致なのか、そういう背景があったのかはちょっと私からはわかっておりませんが、その際再生プランでは、今は図書館とか体育館がなっております。

すが、指定管理者制度の導入、それから収入役の廃止とか、そういう大きな変換がそのプランで示されているような状況でございました。それで、課の再編も19年度まで、今の6課ですか、5課かちょっとわかりませんが、それも行うというのがちょうどこのプランでの内容でございます。それで、先ほどの町長の答弁にもありましたが、職員総数を町の人口の100分の1程度にすると載っていました。それで、今後10年間で40名から50名程度の削減を行うと、そういうことも答弁にもありましたが、計画にもそう載っていたと見ております。それで、先ほどの答弁、現状には届いていないという状況のことでありましたが、目標に届かなかった要因について、最初に質問をしたいと思えます。

議長(土門治明君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) お答えをいたします。

行財政改革大綱、これは第4次の大綱としてまちづくり再編プランの策定を18年3月にしたと。それまでにいろいろな経過がございました。平成16年10月に合併離脱という大きな町としての決断があったということがきっかけになっていったわけでありますが、その翌年には維新プロジェクトプラン、結果これが第1次の維新プロジェクトプランということで、その翌年3月、同じ16年度中でありますが、第2次の維新プロジェクトプランを策定したと。町民説明の義務もあり、説明責任ということもあり、その第1次維新プロジェクトプランにつきましては一定の柱を立てて行財政改革に取り組んでいくという、行政体制の整備に関して着手していくという意思を示したものと受けとめております。2次のプロジェクト計画につきましては、改めてその体制整備の推進を図っていくということで、肉づけを図った。さらにその翌年、18年3月に先ほど来ありましたまちづくり再編プランの策定を第2次維新プロジェクトの改訂版として策定をしたわけでございます。これがこれまで3次まで行財政改革に取り組んできたものの新たな取り組みとして大綱として位置づけてもいったと。さらに申し上げれば、ちょうどそのとき国の集中改革プランというものの策定の求めがあって、それとの抱き合わせで策定をしたというのが一連の歴史でございます。

当然行財政改革大綱の中で職員の定数削減に手を染めるということは、一定のといえますか、大幅な行政体制の大転換を図ろうというその裏返しでもあるわけで、結構事細かに指定管理制度を積極的に導入していくとか、民間への委託業務を積極的に進めていくとか、それから課の再編を大幅に実施していくとかというようなことで職員採用の抑制を図っていくという方向の中で職員数の削減を図っている、その数字が40名以上と。40名から50名というお話でございましたが、私の手元の資料では40名以上というふうな書きぶりとしたところがございます。結果、その目標に達しなかったというのは、そういった先ほどの歴史の発端、動機となりました合併離脱というふうな歴史的なことがあって、それ相応の覚悟を持って人員削減に取り組もうとした結果、少々厳しい目標を置くことになったのかなというふうに思います。一方で、いろいろな取り組みを実施しようと書き込んだその内容につきましては、定数削減こそ目標には達しなかったものの、十分な効果を上げたのではないかなと、そこにアンバランスが生じたというのが私どもなりの見方でございます。

以上です。

議長(土門治明君) 3番、菅原和幸議員。

3番(菅原和幸君) それでは、続けさせていただきますが、11月の17日の日に町民と議会の懇談会があって、私は高瀬、吹浦地区のほうに出席をさせていただきましたが、その質問の中に人口が減少していく中で、新庁舎でどの程度の職員数で計画をしているのかという質問が実際ありました。ちょっと歴史的に見ますと、私も前期高齢者の年齢に達しましたが、昭和29年8月、私がまだ1歳のころに6つの村が合併して今の遊佐町につながった

わけですが、この新庁舎ができたのが昭和36年ですから、合併後約7年間の期間を要してこの建物ができたと考えられます。一つの蛇足ですが、高瀬まちづくりセンターの前にある旧JA庄内みどりの高瀬支店ですが、老朽化で今回壊すというようなこともありまして、平成が新しい年号にかわるような時期で、いろいろなことが起こっているのかなと、そんなことをちょっと申し上げたいと思います。それで、はっきり言えば当時は時間をかけて計画をしたと思うのですが、昨日の9番議員の答弁に対して、人口減少に伴って職員の減数もあり得るのではないかという答弁あったと記憶しております。ただ自分としては人口が1万人いても、1,000人いても事務の量というか、やることは全ての項目がありますので、人が減ったから減るというものではないと、そのように理解しておりますし、実際それに関する質問を予定をしたのですが、ちょっと時間の関係でここは飛ばさせていただきたいと思います。

それで、先ほど壇上でも申し上げましたが、いろいろ統計を自分なりに表につくって評価をしてみましたら、一定の流れが出てきたところですよ。それで、庁舎建設が今後進む場合、必ず町民に対して後年度での負担計画といえますか、それを求められると思います。そんな中でやはり職員の削減とか、一つの項目としてやはり問われることもあろうかとは思いますが、そんな中で、先ほどの表から見ますと、壇上でも申し上げましたが、29年度までの6年間で大体12億円から12億6,000万円毎年かかっているような状況でございます。それで、一応私、29年度の決算のときは質問に立てる状況ではございませんでしたが、ここで1つお伺い、代表監査委員のほうに質問させていただきますが、財政健全化審査意見書では実質赤字比率が良好で、連結実績赤字比率も良好、実質公債費比率も下回っていると、将来負担比率も適正な範囲であるというような意見を述べられているようでございます。そんな中で繰り上げ償還もたしか一定額やっているように私は理解しておりますので、それで先ほど町長の答弁にもありました町税、地方交付税、町債も含めますとたしか、これは間違っているかもしれませんが、約6割程度がその財源だと理解はしております。そんな中で金野代表監査委員のほうに、この平成29年度検査を含めて本町の財政状況に関することについて所見をお願い、できれば県内の監査委員の監事もやられているので、そういう比較も含めて発言をいただければなと思いますので、よろしくお願いします。

議 長(土門治明君) 金野代表監査委員。

代表監査委員(金野周悦君) それでは、お答えをいたします。

ただいまお話ありました9月決算での数値につき、私監査委員の立場として申し上げますが、決算で申し上げました資料については、執行部のほうから出てきた資料を監査委員として監査をして出した結果でございます。したがって、その内容につきましては基準に照らし合わせて適正であるというふうな判断をさせていただきます。それで、ただ全体的な町の財政運営についてどうかというようなことですが、監査委員の立場を越えて答弁はできませんので、強いて決算書の内容から申し上げますと、数字上は健全であるということになってはいますが、各会計それぞれ見ますと一般会計から特別会計への繰出金が9億3,000万円ほどあります。したがって、それが歳出の11.25%を占めております。それからまた、税金の収入未済額、これは1億3,100万円少し、それから不納欠損額が1,143万6,000円ほどございます。したがって、財政運営に当たってはこれらの回収等にも十分努めていただいて、財政運営をしていただければと思います。

また、最初に町長が答弁されましたが、人件費について、今議員のほうからも話ありましたけれども、高橋信幸元議長が常々我々に言っていたのが、税収で職員の給料を賄えるようにすべきではないかというようなことでよくお話しされて、資料も一生懸命つくってきていただいております。その資料を私もずっと見ていまして、平成元年から平成29年までの数字を調べてみました。ちなみに、29年度につきましては、先ほど来お話ありましたとおり人件費

は12億4,000万円、それからこれは歳出総額に占める割合が議員ご指摘のように14.99%、またその自主財源と言われる税収が13億4,000万円ほどございます。したがって、13億4,000万円から12億4,400万円を引きますと9,600万円ほどの黒字というか、つまり町の税収、自主財源で職員の人数が賅われているという結果になるようでございます。これを平成元年から調べてみますと、平成元年から19年までについてはほとんどマイナスといえますか、税収で賅え切れていなかったという数字が出たようです。平成20年から議員からいただいた資料に照らし合わせてみますと、平成20年から今期29年までの10年間を見ますと、下回った年数が4カ年、あとは6カ年については上回っている。したがって、町の自主財源である財政で職員給与は賅われているというような結果になるようでございます。したがって、先ほど来いろいろ答弁等もございますが、多岐にわたる行政需要に対応して堅実な財政運営がなされているというふうに監査委員の立場として申し上げさせていただければ、数字上そのようになるかと思えます。

以上です。

議長(土門治明君) 3番、菅原和幸議員。

3 番(菅原和幸君) 当然監査委員の立場を逸脱した発言はできないと思いますので、どうも状況を説明いただきましてありがとうございます。そんな状況であれば、基本的には財政状況も悪い状況にはないという、簡単に言えばそういう状況のようですので、今後庁舎の関係でもいろいろな意見もあるかもしれませんが、そういう対応で向かっていただければなど。それで、自分なりに見ますと、一般行政職の平均給与が約30万円から30万6,000円のようにございます。それで、特別職については、これはずっとマイナスというか、ゼロ回答だったのですが、いろいろな背景はわかっておりますが、平成24年の年に町長、副町長が一時かわったと、そういうことでありまして、議員報酬も平成15年4月から21万5,000円でずっと今も継続している状況があります。そんな中で職員の大卒の給料が先ほど言った額で、今回上がるというのが最近の動きですので、そんな状況から健全な状況でもあるようですので、今後なお一層働きやすい事務環境をつくっていただければなど、そう思います。

それで、続きまして再任用に関することについて伺いますが、平成13年の2月に先ほど申し上げた条例ができました。それで、平成18年の年に、私も記憶しているのですが、大規模な労働環境の変化があったのが平成18年ということで記憶しています。1つが定年の引き上げと、2つ目が継続雇用制度の導入と、3つ目が定年の定めをなくしなさいというのが社会的な流れの状況でありました。そんな中で、ただ規定では退職者が希望すれば使用者側は基本的にその使用を拒むことができないというスタンスであるということとは当然理解しております。そんな中で、本町は今のところ実質は2名になっているかと思えますが、再任用者がいらっしゃるわけです。

それで、ちょっとここでは予告をしていなかったのですが、産業課長のほうに1つ質問させていただきますが、今産業課のほうの農業振興のほうに再任用者が1名いるということで理解しておりますが、基本的には専門員という立場でなっているようですが、本来の職員と再任用者の専門員との責任分担というものですが、その辺の実態を大変予告をしていなくて申しわけないのですが、質問させていただきたいのですが。

議長(土門治明君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

今専門員のほうからは、業務としましては主に農地中間管理の部分の事業でありますとか、あと経営体の育成、それから担い手の育成の部門を担っていただいております。その大きな中心的な役割は、やっぱり農業振興係長のほうにあるわけですが、その部分の実際の業務の各分野ありますけれども、その細部についてはそ

の専門員のほうから担っていただいているという形で、実質職員であった時代のものの業務をそのまま担っていただいている部分もあるということでの運営体制となっているということでございます。

議長(土門治明君) 3番、菅原和幸議員。

3 番(菅原和幸君) ふいに質問して申しわけございませんでした。再任用された方は、大体40年くらい役場で勤務された方と記憶をしておりますし、やはりそういう経験から基づいたもので仕事をしていただくということで、大変これについてはメリットがあるとは理解しておりますが、これから試験的なものになるかもしれませんが、再任用者の月額給与は必ず降の条例改正の改定があるようですが、私が確認したところ月額21万9,000円ほどになるようです。それで、今の大卒の先ほど申し上げました新規の大卒の方の初任給との差が約3万7,000円ほどあるようです。そんな形でいきますと、前調べましたら大体22歳で採用になりましたら、30歳前後の給与が大体今の再任用者の給与になるという試算を前したことあります。そんな中で大変言いづらいことを発言させていただきますが、再任用というのはいや拒むことはできないのですが、やはり将来的なものから申し上げれば、新規の採用を行って、可能であれば再任用者は最小限の採用であったほうが将来的にはプラスになるのかなと、そういう考えで発言をさせていただきます。実質役場の公開している資料を見ますと、56歳から59歳まで約18名の方が今いらっしゃるようですので、壇上で申し上げました今後5年間ぐらいで約12名ぐらいが定年を迎えるという状況もあるようですので、決して再任用するなということを行っているのではないので、そういうことを含めて今後の再任用計画やこの職員体制のあり方について、ちょっとこの項の最後にお伺いしたいと思います。

議長(土門治明君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) お答えをいたします。

この制度、町の条例を含めてですが、この条例、ルールに基づいて運用せざるを得ないと、運用するというのが基本的な姿勢なわけでありまして、拒むことができないという言い方すると、ニュアンス的に何かちょっと違ってくるかなというふうに思うのです。むしろせっかくそこは40年間培ってきた経験なりノウハウがあるわけでありまして、どうか本人の意思、体力、気力がある限り、我々の先頭に立って、後輩の育成も含めて、その力量、技量を生かしてもらいたいというのが我々行政運営としての希望だというふうに申し上げておきたいと思っております。とはいえ、結果的にはこれだけの小規模の役場、町でございますので、新卒採用の人数を抑制してしまうだとか、若手の生かす場を少なからず減らしていくということも、これは結果としてはあるのでしょうか。あるのだと思っております。ただ、これ制度でございますので、また先ほど示した姿勢を持って、これはバランスを図りながら実施していくと、それぞれの採用につなげていくのだというふうな考えがまず基本でございます。

定数の管理計画に関しましては、もう既に有効期間切れておりますので、今年度中に改訂版といいますか、計画の策定を見たいと思っております。年度中、3月までには皆様にもお示しできると思っております。その中に再任用の人数のことも触れておりますが、これはこれまで数年実施してきた経過を踏まえまして、実績を踏まえまして、再任用の人数をおおむね退職者の2割程度としてはいかがかというふうなことで見込みを立てた数字を上げさせていただいていると、実績見込みということで、必ずしも本人の希望を調査しながらというものではありませんし、その辺の増減が出ることはいわば水ものであろうというふうにも考えておりますが、その制度にのっとってしっかりと運用をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長(土門治明君) 3番、菅原和幸議員。

3 番(菅原和幸君) 最後の項でまとめようと思ったことを今逆に答弁されてしまい、一応計画がかなり前で期間が終わっているようでしたので、今30年度中ということのようでございますので、けさの新聞を見ますと水道事業が何か民営化になるというような記事も載っておりますので、それが可能になる記事も載っておりますので、それはこれから将来のことだと思いますが、適正定数管理及び将来計画については慎重な対応でしていただければなど、そういうことでこの項は終わりたいと思います。

続きまして、新庁舎に関する部分について、予定した部分がほとんど7番議員とダブっておりましたので、はしょって質問させていただきたいと思います。基本的には29年の12月に議会としても庁舎の特別委員会を設置して役場サイドの委員会のほうと並行しながらやってきたと思っております。それで、8月の16日の日に第7回の委員会で舞鶴の204番の10番地といいますか、東側駐車場のほうに位置を決定したという報告を受けたところでございます。それで、質問も実はおとといまではちゃんとできておった。きのうの特別委員会で新たな報告を受けまして、これも含めて今頭の中がこんがらがっている状況の中で質問をさせていただきます。

それで、10月31日の各ヒアリングの内容を見ますと、眺望のことについて2人の方が……

(何事か声あり)

3 番(菅原和幸君) 眺望。風景の眺望。すみません。1つは、応接室の案からは民家しか見えないのではということ、窓から見える風景が大事ということが10月31日ヒアリングの資料として載っております。それで、基本的にはきのう9番議員の質問に対して町長も鳥海山の眺望というか、背景は大事にしたいというちょっとしたコメントもありました。ちょっと脱線するかもしれませんが、本町で問題となっております採石事業についても約8割の方が反対の意思表示をしておりますが、やはりその水源もそうなのですが、やはり鳥海山、眺望が若干損なわれるという背景がやっぱり町民の方にはあると思います。そういうこともあって、ああいう8割ほどの方が反対をしていると。ちょっと余計なことを言えば、今洋上風力発電の説明を県のほうで始めているようですが、あれもいずれ大きな問題になるのかなと勝手に思っておりますが、景観を一つの視点として質問をさせていただきます。この間10月25日の全員協議会で、この若者定住のことにしまして町長も出席した中で、1度立ちどまって考えて協議をして進めたいと、若者定住については。もう一つは、PFIも選択肢の一つであると、そういうことで説明あったところなんです。そんな中で、付近には民間の方が埋め立てをした土地もございます。階層的に見ますと、2階建てのメゾネットタイプとかであれば非常に高い視点の建物が周囲に建ってくるのかなと、そのように感じておりますし、基本的に1度そういうPFIで建てれば、御所ノ馬場でしたか、前の庄内交通があったところの状況のことを申し上げれば、借地借家法の第22条だかという規定があって、借地期間50年ということで公正証書でやると、そういう規定があった中であれが進められたと思っております。ですから、眺望、鳥海山の眺望もそうですが、何か新しい庁舎の脇の眺望といいますか、その辺も一定の検討をしていただきたいと、そのように考えるところでございます。それで、ちょっと先ほど言った5つの基本方針の中の3番目に、環境に優しい景観と調和した庁舎ともありますので、鳥海山の眺望も配慮した周辺の住宅の状況にも配慮した新庁舎であってほしいと、そのような要望でございます。その結果、いろいろ多層階という意見もありますが、結果としてそういうものを尊重したら平屋でも損なわれなかったということであれば、それはそれでいいと思いますが、眺望もやっぱり一つの視点として検討していただければなど、そのように思います。

それでは、ちょっと防災センターのことについてお伺いしますが、平成21年の年に建ててから9年が経過しておりますが、新庁舎は避難所となるのか、防災センターは避難所ということでしたが、それが1点目の質問です。

2つ目が、今サーバー室がここにありますが、そのサーバーは新庁舎に移設になるのか、それともここに残すのか、この2つについて質問させていただきます。

議長(土門治明君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) お答えをいたします。

質問にはなりませんでしたが、眺望、鳥海山の眺望あるいは景観に配慮した、あるいは周辺環境に配慮した新庁舎でありたいというのは、これはプロポーザルの提案をいただいた設計業者からも遊佐町らしさを追求したいというふうなご提案もありましたので、ぜひその辺は議員の皆さんとともにしっかりと検討してそのような建物に、そういう景観を生かした、配慮した建物にしていきたいというふうに考えるところでございます。

防災センター、それから新庁舎の関係、位置づけでございますが、避難所機能につきましては防災センターに置きます。これまでどおりであります。新庁舎につきましては、避難所とはせず、防災情報関係機器を移設する、整備をするという形で職員も、危機管理係になりますが、職員もそちらに移転をして、新庁舎で執務をすると、さらにそこで災害対策本部を構えると、一元化するという形での機能を持たせる方向でおります。また、業務継続が可能な形で大規模地震等にも備える施設としております。

サーバーにつきましては、そのまま防災センターに残す方向で考えております。

議長(土門治明君) 3番、菅原和幸議員。

3番(菅原和幸君) このサーバーについて実は質問したのは、昨日いただいた資料の図面の中にサーバーという表示があったものですから、そういうことで、ではこちらに移設をするのかなと思ってお聞きをしたところです。

それで、避難所はこちらに残すということですが、災害があったときに災害対策室でしたか、そういう場を設けているようです。ただ、やっぱり災害はいつ起こるかわかりませんが、本町の場合は鳥海山という噴火を想定するものがございまして、やはりその辺も含めてやるべきかなと。それで、通常の災害であれば目に見えますが、私は目に見えない災害といえますか、噴火等があったときとか津波の場合は、そこには実際行けない災害でございます。それで、先日テレビを見ていましたら、たしか東日本大震災で地震があったときに国交省のヘリがすぐ飛び立っていろいろ写真で状況を撮影して現地のほうに流したと。自衛隊の方々がすぐ飛び立って、一般行政の会議室に流すということもやれるのだそうでございますので、そういう場合については多分議場のあたりが一つの大きなそういう場になると思いますので、そういう機能面もひとつ検討した対応をしていただければなど、そのように考えております。

それで、時間も押し迫ってきましたが、職員の安全のことについてちょっと触れておきたいと思いますが、先ほど駐車場の話も出ましたが、そちらに庁舎が行ったときにほとんど今こちらに車を職員らはとめております。実質どのぐらいここを横断するのかなと思ひまして、11月の26日の朝、7時半から8時半までここにいて、いろいろ数えてみました。あえて今一番最初に登庁したのは、総務課長の池田さんでございました。それ以上のことは申し上げませんが、大体30分単位に見ましたら、7時半から8時半まで、ここの前を通った台数が302台の車がありました。15分単位で約100台行き来します。それで、そこを横断した職員の数も数えましたが41名の方がいらっやいました。その際、車が横断歩道ありますのでとまった回数が8時から8時半の間で8回でございます。ただ今の状況から申し上げますと、こちらから3倍ぐらいの人がそちら、ここを行き来するわけですので、そういう安全面での確保も検討の一つかなと、そう思っているいろいろな次のほうに質問をつなげていきたかったのですが、先ほど7番議員の質問のほうで道路計画の話が出まして、そういう答弁もありました。そういうことで、私は小さいころ、こちらの道路がメ

ーンストリートのバス道路であって、そちらがこの道路になっています。それで、先ほどスーパー農道の信号からずっと都市計画区域内道路の経過も知っておりますが、はっきり言えば失礼な言い方ですが、都市計画区域内道路の一貫性が今までなかったのかなと、そう思いますので、新しい道路をつくれというわけではございませんが、その道路の流れを第3番目の流れとしてあちらのほうの道路に引っ張っていくようなこともあってもいいのかなと。

それで、実は先ほどこれまた予定しましたら、イバラトミヨの話を持ち出されてしまいました。正直言えば八ツ面川は前は農業用水路だったのですが、月光川の魚出版会の鈴木康之さんあたりといろいろ調整した中で、とんでもない貴重な魚が出てきたということで、あそこの整備をしたわけなのですが、やはり言われたから言うわけではないのですが、あの辺も含めた道路計画というか、環境の整備を一人の町民としてお願いしたいと思っております。最後に、ちょっととりとめのない中身になってしまいました。それを要望しまして、私の一般質問とさせていただきます。

議長(土門治明君) これにて3番、菅原和幸議員の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

(午前11時46分)

休 憩

議長(土門治明君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

(午後1時)

議長(土門治明君) なお、高瀬小学校より傍聴の申請がございましたので、遊佐町議会傍聴規則第7条第4項の規定により許可しましたので、ご報告いたします。

また、企画課及び山形新聞社より写真撮影の申請がございましたので、傍聴規則第9条の規定により許可しましたので、ご報告をいたします。

上衣は自由にしてください。

10番、斎藤弥志夫議員。

10番(斎藤弥志夫君) これから一般質問をさせていただきます。

1時に間に合うように高瀬小学校の皆さんからも来ていただきまして、本当にありがとうございます。

では、読ませていただきます。プールは、利用者が遊泳等を楽しみながら心身の健康の増進を期待して利用する施設であり、そのようなプールが安全であることは利用者にとって当然の前提になっております。この方針は、プールの排水口に関する安全確保の不備による事故を初めとしたプール事故を防止するため、プールの施設面、管理、運営で配慮すべき事項について関係する省庁が統一的に示したものであります。吸い込み事故を未然に防止するため、排水口のふたをねじ、ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具を設置し、二重構造の安全対策が必要であります。排水口のふたを固定しているねじやボルトは、接触によるけがを防止できることや、ふたの穴や大きさは子供が手足を引き込まれない大きさにしたり、いたずらでも外れない取り付けとしなければなりません。吸いつきを防止する構造にする必要があります。なお、吐出口についてもポンプ停止時に水を吸い込む場合があるので、ふたを設置してねじやボルトで固定する必要があります。排水口とは、プール水を排水、循環ろ過するための吸い込み口であります。循環ろ過方式の排水口は排水と取水を兼用

する 경우가多く、通常ポンプで水を取り込む取水口は箱型のますがプールの床や壁に取りつけられ、格子状のふたがねじ、ボルト等によって固定されており、ますの中にポンプへの配管があります。このほかに循環ろ過方式では、ろ過したプール水を戻すろ過吐出口等があります。プールの使用期間前には、清掃を行うとともに点検チェックシートを用いて施設の点検、整備を行うことが必要です。特に排水口については、水を抜いた状態でふたが正常な位置に堅固に固定されていること、ねじ、ボルトに腐食、変形、欠落、ゆがみがないこと、配管の取り付け口に吸い込み防止金具が取り付けられていることを確認し、異常が発見された場合にはプール使用前に修理が必要であります。また、ふたが針金による固定、またふたの重量のみによる固定は不可とされており、10年前に文科省と国交省がまとめたプールの安全標準指針には、排水口について特別な対策がなされていますが、実際の安全確認はどのように行われているのですか。プールへ消毒剤の投入は適切に行われていますか。藤崎小では、20分遊泳、10分休憩が3回、遊佐小では25分遊泳、5分休憩が3回ありますが、遊泳時間と休憩時間には規則があるのかを伺います。

次に、広報とは官公庁、企業、各種団体などが施策や業務内容などを広く一般の人々に知らせることで、またその知らせのことであります。広報は、パブリックリレーションズの日本語訳で、略してPRとも言われます。企業、団体が事業や商品について社会の人々に理解してもらい、信頼関係を築き、最終的にファンになってもらうためのコミュニケーション活動が広報ということになります。幾らすばらしい理念を掲げ、高品質の製品やサービスを提供しても、それをきちんと伝えなければ本当に必要とする人に届きません。まず知ってもらう努力が大切です。遊佐町では広報を約5,000軒に全戸配布しているし、ほかには図書館に2、各小中学校1、各まちづくりセンター1、町体5、観光協会と庄内みどり5、ふらっとに広報を置いています。ほとんど町内の皆さんに読んでもらうという配布の仕方ようです。ふらっとに置いている場合だけ町外に対する宣伝効果があるかもしれません。広報は、遊佐町民だけが読めばよいというものでもなく、できればほかの市町村の皆さん、他県の皆さんにも読んでもらえればさらに理想的であります。効果的な広報にするためには他団体との連携が必要です。郵便局、医師会(病院)、スーパーマーケット、コンビニなどと連携して広報を置かせてもらっている自治体が全国には数々あります。遊佐町でも遊佐町をよく知ってもらうために、また遊佐町の名前を売り込むためにも他団体と連携して広報を置かせてもらって、もちろん無料で持ち帰ってもらうようにするのが町の知名度を高める方策ではないかと考えますが、いかがですか。

次に、PFI、プライベート・ファイナンス・イニシアチブとは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力、技術を活用して行う手法であります。PFI事業は、地方自治体が低廉で良質な公共サービスを提供するもので、初期投資が少なく済む。また、事業資金の調達もPFI事業者、財政支出の平準化、事業コストの削減が図られるとされており、住民は、良質で快適な公共サービスの享受、民間ノウハウによる公共サービスの質向上、税金の効率的活用が期待されます。PFI事業者は、新しい事業機会の創出、提案から事業参画が可能、新たな事業の創出、一括発注と性能発注による各種ノウハウの活用ができること、新たな技術、手法の開発が可能などが指摘されており、PFIのメリットは、何といたっても大きいのは民間業者が事業資金をみずから調達するので、自治体にそんなに資金がなくても施設を建てられることです。選ばれた民間業者が完成後の施設の維持管理のコストなどを考慮に入れた基本設計、実施設計、施工を行うので、工程調整ができてコストや時間の短縮ができます。

次、PFIのデメリットとしては、分離発注方式に比べて事業費が高くなる傾向もあります。建築に詳しい市民検討

委員は、若干高目になるケースが多いが、検討する価値は十分あると述べております。これまで町ではメゾネットタイプの若者用住宅の建築を計画してきたようではありますが、基礎工事、くい打ちを含めて坪単価が116万円ほどの見積もりがあったりして、計画の練り直しを迫られているようであります。ただ単に行政が住宅を建設するよりも民間のさまざまなノウハウと資金を活用することができるPFI方式で住宅建設を再考するのの一つの方法ではないかと思いますが、いかがでしょうか。PFIにもさまざまありますが、民間の技術、資金、運営方法等をフルに活用できる点で現状打開に適していると考えます。

これで壇上からの質問を終わります。

議長(土門治明君) 時田町長。

町長(時田博機君) それでは、私から10番、斎藤弥志夫議員に答弁をさせていただきます。

遊佐町の学校のプールに関する質問でありました。まず第一に、我が町の小学校のプールは、小学校の改築以降、平成10年以降に改修されたため、老朽プールの設置はないものと認識しております。

さて、管理のほうであります。遊佐町立小学校水泳プール管理規則に基づいて行われております。プールの使用及び管理責任者は教育長であります。教育長が各小学校のプールごとに各校長先生を管理責任者としてプールの直接の使用及び管理を適正に行うための事務について委任している状況にあります。このため小学校のプールについては、各校長先生が管理責任者であり、その安全の確認や運営も含めて校長先生に委ねられているところでありますので、詳細については担当課長をもって答弁をいたさせます。

さて、2番目の質問でありました。町の広報の配布と外部との連携についてという質問でありました。広報ゆざは、町の機関紙として町民の皆様への情報提供、特に町の施策の周知、町民の活躍、笑顔をお届けし、町と町民との合意形成を図ることを基本としております。1日号のほか、15日のお知らせ号と毎月2回発行することとしております。広報の編集に当たっては、町の所管課のみならず、町民の代表として委員を務めておられる広報委員会の皆様からも毎月ご協力をいただいているところであります。平成28年度からは、1日号が従来の白黒印刷から表紙、裏表紙をフルカラー、その他のページを2色刷りにし、より親しみやすい広報紙とすることができましたが、カラーの利点を生かすさらなる工夫も求められると考えております。

さて、広報の配布についてのご意見を頂戴いただきましたが、現在は町内の全世帯への配布のほか、周辺及び関係自治体や各種団体、町内福祉施設、学校、交番等々へ郵送しており、さらには町のホームページやヤマガタイーブックスへのネット掲載も行っております。また、町内在住の方以外にはふるさと会を中心に、郵送を希望されるには送料として年間2,000円を負担していただき対応しております。ご指摘のとおり、広報ゆざの配布先については、町民の方から読んでいただくことを目的としているため、町を訪れた町外の方から読んでいただける場は決して多くはありません。しかしながら、先に申し上げたとおり、町の広報紙は町の施策や将来の方向性を町民の皆様にお伝えし、町民との合意形成を図る目的で発行されておりますので、町のPRについては広報の役目として多少なりとも異なるところもあると思いますので、いろいろな広報、チラシ等をつくりながら、そこに置かせていただいているという現状であります。紙面の編集におきましても、市外局番0234の掲載を省略し、可能な限り遊佐町を町と記載するなどして、町民の皆さんから読んでもらうことを想定した編集方針となっております。とはいえ、より多くの場所に広報を置くことができれば、町外の方のみならず、町民の皆様に対してもより広報を読んでいただく機会が増し、町と町民の皆様との距離を縮めることにつながると考えられますので、今後の広報活動につきましては、これらのことも踏まえた上で、広報委員会や読者のご意見も伺いながら、より効果的な方法を検討してい

きたいと考えております。

第3問目の質問であります。若者住宅建設はPFI事業でという提言を非常にありがたく思っております。民間の技術、資金、運営方法をフル活用してはとの質問は、私と全く同じ考え方を議会で質問していただき、斎藤議員の提言、心強く、感謝を申し上げる次第であります。全く同じ考えであります。これまで若者に特化した住宅の建設をすべく、町民アンケートの実施や若者世代の構成する町民懇談会からの意見、パブリックコメントでの意見を参考に、平成27年1月に遊佐町若者定住住宅整備計画を策定し、メゾネットタイプのアパート2棟を建設し、8世帯分の整備計画を進めてまいりました。住宅地の造成は5月から着手し、建築のための実施設計は7月から着手しております。8月下旬、地質調査が完了し、その結果から基礎工の検討に入り、9月下旬に実施設計の建設費がまとまりました。主な工種は、アパート本体建設費、基礎工のくい工事費、外構の工事費の3つであります。総事業費を坪単価に換算すると116万6,000円となり、当初の予算1億2,000万円をはるかに超える算出された工事金額は約1億7,000万円となっております。このような原因を検証してみますと、地盤を安定させる基礎工事に3,000万円もの費用を要することや公共工事のため諸経費が直接工事費の3割ほど上乗せでかかってしまうため、どうしても割高となってしまうことが判明しました。建設コストが民間との比較でも2倍を超える水準であったことから、本事業について「1度立ちどまって考える必要があるのではないか」と全員協議会で私は申したところであります。多額の費用をこのまま投資するのではなく、民間の協力をいただいて、一緒に事業を進めていく方針にしてはどうかとの考えを10月25日、まさに全員協議会においてこれまでの経過も含め説明しましたところ、出席議員の皆さんからも町の考えに対する賛同意見をいただいたところであります。なお、11月8日には、若者定住住宅整備計画策定時にご意見をいただいた若者の皆様による町民懇談会を開催し、今回の経緯と今後の方針について説明をし、ご理解をいただいております。

このような状況から、若者定住住宅の建設については、平成28年9月定例会における斎藤議員の一般質問でも答弁させていただきました遊佐町民間活力賃貸住宅建設促進事業により進めていきたいと考えております。平成28年度、平成29年度の本事業につきましては、遊佐字五所ノ馬場地内の町有地にアパート形式の賃貸住宅が1棟、戸建て形式の賃貸住宅が3棟整備されておりますが、完成と同時に全て満室になったとのことであります。今回、舞鶴地内においても同じスキームにより建設される賃貸住宅については、整備が民間、管理運営も民間の民設民営による民間活力の導入手法、定期借地権方式による事業形態としたところ、若者夫婦、子育て世帯向けの住宅整備を図りたいと考えているところであります。

以上であります。

議長(土門治明君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) それでは、私のほうから1番目の質問でありましたプールの安全管理についての詳細な部分について答弁させていただきます。

プールの安全確認については、排水口のふたの確認も含めまして、山形県教育委員会からの依頼で、毎年小学校ごとに調査をし、報告することになっております。特に排水口のふたについては、それを固定することや、斎藤議員がおっしゃるように二重構造としての安全対策であります吸い込み防止金具の設置、固定するねじやボルト等について、腐食、変形、欠落などがないか、県教育委員会の水泳指導における安全の手引きに基づきまして、目視、打音、振動、負荷などを与えながら確認を徹底しているところであります。

次に、プールへの消毒剤についてであります。プールの自動滅菌装置のタンクに薬液である次亜塩素酸ソー

ダを入れまして、残留塩素濃度を見ながら薬液注入量を調整しており、残留塩素濃度をはかりながら、天気の良い日など濃度が不足しているときには薬液注入量レベルを上げたり、即効性のある錠剤を投入していたりしております。この自動滅菌装置は、毎日のプール使用終了後に電源をオフにしておりますけれども、雨天時などプールを使用しない日も稼働させるようにして、残留塩素濃度を調整しておりますし、土日の休みや長期の休暇中などは藻の発生を防ぐために持続性の高い錠剤をフロートに入れまして、プールの4カ所ほどに浮かばせて対応しております。残留塩素濃度と水素イオン濃度でありますpHについてであります、気温や水温とともに毎日測定をしまして、安全を確認してからプールを使用するようにしており、日誌にも記入をして、管理責任者である校長先生より確認をいただいております。

最後に、遊泳時間と休憩時間についてですが、文科省の学校体育実技指導資料であります水泳指導の手引には具体的な記載もなく、山形県教委の水泳指導における安全の手引を見ましてもそのような記載はありませんでした。これについては、児童の体格や体力ともそれぞれ1年生から6年生まで幅広いわけでありまして、同学年でも個人差もあるため、基準がまずは設けられていないのではないかと推察をされるところでありますけれども、このために遊泳時間と休憩時間については、児童の健康管理を含めまして一番身近で直接判断できる各学校に任せているという状況でありますし、日々変化する児童の体調にも合わせ決定をいただいているものと思っております。実際、各小学校ではプールの授業時の気温や水温、天候等によりまして異なりますけれども、主に遊泳時間は先ほど齋藤議員もおっしゃいましたが、20分から25分、休憩時間も5分から10分のところが多いようであります。また、近年は熱中症などへの対策も検討する必要がありまして、学校によっては気温と水温、合計して65度以上になる場合はプールを使用しないなど、独自に対策をとっている場合もあるようでありますので、常に子供たちの安全、安心な利用ができるよう心がけているところであります。

以上です。

議長(土門治明君) 10番、齋藤弥志夫議員。

10番(齋藤弥志夫君) まず、プールについてですけれども、基本的に町内に老朽したプールはないということで、比較的しっかりつくられているということなわけです。運営方法にしても、基本的には校長に委ねられているということでありまして、特に私が排水口のふたのあたりで、10年か20年も前になるのですけれども、何かそこに吸い込まれるような形で亡くなられた子供さんがいたりして、やっぱりその辺がプールの中では一番危険な状態になりやすいのではないかなと考えたものですから、現状どのように管理をしているのかということをお聞きしたわけです。特にふたが針金によって固定されているのはだめだし、それからただふたも、ふたそのもの自体が重量がある程度あるものだから、ただ置いて、置いただけでふたをしているというふうなことは不可になっているし、今話を聞きますとかなり厳重な管理がなされているようでございますので、私もその点では安心しました。これからもそのような形で管理を行っていただきたいと思うものであります。

薬剤の投入も適切に行われているし、また遊泳時間と休憩時間については厳密な決まりはなくて、そこそこ子供さんたちの体調を考えながら運営しているということでありましたので、かなり適切な運営がなされているものだということがわかりましたので、安心いたしました。どうもありがとうございます。

それから次、広報についてですけれども、やはり都市部のほうにちょっと行ってみますと、何とか市の広報がどこかのコンビニにある程度量がまとまって置いてあったりするわけです。要するに誰でも自由に持ち帰って、その広報を読んでくださいというような形をとっているわけなので、ああいうパターンを見るとその市町村の住民だけがそ

この広報を読めばいいという考えには余りなっていないようです。そういう場合もあるかもしれませんが、近隣ももちろんそうですけれども、できるだけ広範に読んでいただけるようにしたほうがいいのではないかと私は考えます。そんな意味で、特に町内にあるいろんな施設、スーパーマーケット、コンビニ、郵便局はもちろん、それから例えば病院なんかもそうなのです、意外と。この辺、もっと洗いざらい広報を置いてもらうようにしたほうが町の施策を理解してもらうことにもなるだろうし、宣伝にもなるというふうなことで、もう少し広範なところに置いてもらったほうがいいのかと思います。具体的な例を言えば、例えば酒田駅とか、もうちょっと広く考えれば庄内空港に置いてもらってもいいわけです。いろんな人が出入りするとその辺で置いてもらって自由に持って行って読んでもらうと。確かに今はもうネットの時代と言えそうですけれども、一々検索しなくてはならないわけです。スイッチを入れてから画面出るまでも時間かかるしというようなこともあるわけなので、広報だとぱっと持って行って、どこにでも持ち運べて、読みたいときに読めると。例えば今、ジオパーク認定もなったわけだし、必ずしもめでたいとは言いきれない部分もあるとは思いますが、その辺も、特に観光面についてはやはり宣伝をしないとなかなか人は集まらないという面は確かにあると思います。そんな意味から考えると、地域限定というような考えはむしろ私は現実に合わないのではないかとと思うのです。もう少し広範に、発行部数を例えば5,000部刷ると6,000部刷ると多分そんなに変わらないはずで、印刷屋さんをお願いする場合、大量の発行になるともう1,000部単位で同じくらいの値段というか、そんなこともなっている場合もあるのではないかとと思うので、その辺大量に発行してあちこちに置いて、自由に持って行ってくださいという形で、もっと広範なところに置いたほうがいいのではないかと思います。せっかく鳥海山という山もあるわけだし、出羽富士などとも呼ばれているわけですが、何とか富士という呼び方はざっと300くらいあるらしいです。何とか富士、皆富士山にあやかりたいわけです。あの立派な山に。どう逆立ちしても富士山に及ぶ山はないわけなので、だからそういうふうな意味でもジオパークの宣伝にもなるだろうし、特に私は観光面における記事というか、内容が宣伝を果たす役割は大きいと思います。そんな意味でできるだけ広範に置いたほうがいいのではないかと、そんなことでその辺再考してはいただけないでしょうか。

議長(土門治明君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えをいたします。

広報を要するに町外の方から手にとっていただいて、遊佐町を知っていただくという手段といえますか、手法につきましては、遊佐町をPRする一つの方法であるということで私も同じ意見であります。先ほど齋藤議員の壇上で質問の中にもありましたとおり、ふらっとと遊樂里とか、要するに町外、県外の方々が多く訪れていただいているところに広報を置いて手にとっていただくということは非常に重要なことだというふうにも思います。ただ、郵便局、病院、それからスーパー、コンビニ等々につきましては、その設置場所ですとか配布方法、その他費用対効果も含めていろいろまだ少し課題もあるかと思しますので、そこは広報委員会等にも提案をさせていただいて、検討をさせていただければというふうにも考えております。

あとジオパーク、観光の面においても非常に有意義であるというお話もいただきましたので、それもそのとおりだと思います。いかに町外、県外の方に広報のみならずいろんなものを手にとっていただいて、情報発信をすることは非常に重要なことでもありますので、そこも広報も一つの手段というところで検討をさせていただければというふうにも思います。

議長(土門治明君) 10番、齋藤弥志夫議員。

10番(齋藤弥志夫君) 個人的な話で恐縮なのですが、私も東京のほうにあるビジネスホテルに泊まったときに、

1階のフロアというか、かなり広がったのですけれども、そこに宮城県のパンフとかずらっと並べてあったのです。宮城県の観光関係のものがずらっと宮城県のばかり並べられていました。そこが一つのそういうコーナーだったのだと思うのですけれども、そんなふうに皆さん必死、死に物狂いなのですよね、自分たちの地域を売り込まなければならなくて。そんな意味で考えますと、もっと置ける余地はもっともっとあるように思いますので、その辺本当にもう少し広い視点で捉えてもらいたいと思います。特に観光ということになると、頭の片隅に残っていたようなことから出発して、行ってみるかという気にもなったりもするかと思うので、もう少しその辺広く捉えていただければなと思います。企画課長、その辺特によく検討していただきたいとこのように思います。確かに町民の皆さんに町内のことを知ってもらうのだということが、それは第一義的に大切なことだと思うのですが、せつかくそれだけの部数を出すわけなので、できれば特に観光的な記事もやっぱり載るわけなので、その辺は宣伝効果も狙うべきではないかなと思います。だって、実際広報に会社の何か広告を出すみたいなことだって実際にあるわけですよね。町で何かお金も、宣伝費という形でお金もいただいていたのではないですか、ある程度。そんなことからいえば、部数を広くあちこちに置くというのはそれなりに私は意味のあることだと思います。そういうふうに遊佐の広報に企業の名前を出しているところにしてみれば、あちこちに置いてもらえばそれだけメリットがあるわけではないですか。その業者さんに見てみたら、ただ単に町内の施設にばらまくよりは、町外のどこかにいろいろ置いてもらったほうが宣伝という意味でいけばメリットが大きくなるのではないですか。その辺も課長、よろしく願いいたします。これはこれで、では終了いたします。

次、PFIですけれども、1階、2階を共有するような部分を何かメゾネットと呼んでいるようだけれども、メゾネットタイプが何か余り人気なくなっているみたいだというふうな説明をお聞きしたわけですけれども、メゾネットが何で色あせたような状況になってきたのかをまず伺いたいと思います。

議 長(土門治明君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) お答えいたします。

これまで若者検討委員会、懇談会等でも調整といいますか、ご意見いただきました。その前にはアンケート調査等もいただいて、これまで若者定住住宅に関する計画を策定させていただいたところであります。その段階におきましては、戸建てで感覚を生かしたメゾネットタイプがよろしいのではないのでしょうかということで計画に盛り込ませましてこれまで計画を進めてきたところでございますけれども、今齋藤議員おっしゃったとおり若者の皆さんがこれまでのメゾネットでなく嗜好、思いが変わっているのではないかとございまして、実際若者の皆さんに改めてご意見伺ったりしますと、やっぱり子供さんができると隣に気を使ってしまって、やっぱり建てるのであれば戸建てがいいのではないのでしょうかということで、やっぱりメゾネットよりは戸建てという形で意識が変わってきているようでございます。先般の若者の懇談会の皆さんにご報告したときも、改めてその辺お聞きしたところでございます。皆さんからも仕切り直すのであれば戸建てで向かっていただければありがたいというようなご意見も頂戴してございます。

以上でございます。

議 長(土門治明君) 10番、齋藤弥志夫議員。

10番(齋藤弥志夫君) 今までの例えば下タノ川のあたりにある町営の住宅、戸建てのような形で建てたりしましたけれども、大分なりますけれども、あれだって坪単価があつた当時で私七十何万円くらいだったかなと思いますし、非常に高かったなと、あの当時普通の民間の建築屋さんの倍もするのかなということ、あの当時たしか時田町

長も議員だったのではないかと思いますけれども、後でその家を見に行ったら、何だ普通の住宅と大して変わらないではないかというふうに見えたりするものが倍もの値段で建っているということだったです。そして、とんでもない、今度貸す場合においては1万円とか何千円とかとんでもない安い値段で、5,000円で貸したりしているわけです。これだったらもう行政はただ赤字こくだけではないかと、そんなことも私も当時全く素人でしたけれども、そんな思いを持ったこともあります。PFIというのは、あの当時もまずこういう方式であればもっと経費は大分浮かせることができたのではないかなと思います。だって、普通に考えてみたら建築屋もピンからキリまでありまして、実際。ローコストメーカーというのはもともとあるのですよね、結構。私、具体的な名前申しませんが、50万円前後でやるのが得意な業者がいっぱいあるのです、坪単価。70万円クラスもそれはありますけれども、その辺考えても基礎工事入れたって60万くらいも出せば普通には十分建つので、116万円、120万円、見積もりやったらそんなになったと。そんなのだったらもう半値くらいで十分建つだろうと、これ常識的に考えてそうなので、常識なので、ほとんど。その辺本当にもう少し丁寧に、足元の見積もりいろいろとったりして、組み合わせさせてもらいたいと思うわけです。いろいろなある程度分けて見積もりとったりして、それを綿密に組み合わせたりすれば、私は半値はほぼ間違いないと思います。実際基礎工事入れたって、恐らく半値だったら十分できるのではないかと思います。そこに持ってきて見積もりとってやってみたら116万円だ、120万円だでは、これはちょっと何をやっているのかなと。昔の行政のやり方で、何もかも井でやってもよかったような時代だったらそれでもよかったのかもしれないけれども、今はもうそんなことやっつけられないと思います。その辺町長にももう一度しっかり考えていただいて、できるだけ安価に良質な住宅、これをうたい文句にしている建築屋も結構ありますけれども、そういう形でぜひやっていただきたいと思いますので、決意をもう一度お伺いして、終わりたいと思います。

議長(土門治明君) 時田町長。

町長(時田博機君) まさに斎藤議員おっしゃるとおりでございます。やっぱり民間の力を大いに発揮してもらいながら、そしてそれらが民間によってまた経営してもらうことになれば、町の職員とか経費のかけ方もどんどん減っていくわけですから、それらを大いにこの地域でやっぱり遊佐町としてそれらをしっかりと支援していきながら進めてまいりたいとこのように思っています。

以上です。

議長(土門治明君) 10番、斎藤弥志夫議員。

10番(斎藤弥志夫君) 今例えばソーラー、太陽光発電なんかも、きのう我々役場庁舎で太陽光発電は取り入れないことにしたという話も伺いました。というのは、10キロの太陽光発電上げて、何か元を取るまで50年かかるという話だったのですけれども、私が見ていると50年なんて間違ってもかからないです。実際どんな計算したかわかりませんが、今流にいけば太陽光発電をそれぞれの戸建てですから、屋根に上げて、4キロくらいだったら十分上がると思うし、それを上げた設計だってできるわけです。そうすれば電気代も安くなるし、そういう形で住宅つくるのだったら、最低でも20年や30年は続けて誰かからかわるがわる住んでいただくことになると思いますので、太陽光発電を上げたとして十分ペイはできます。その分日ごろの電気料金も安く支払ってという形にもなりますので、役場庁舎の場合は太陽光発電はやらないことにしたということで、それはそれだと思えるのですけれども、これからの住宅において太陽光発電を考えるのも私は一つの方法でないかと思います。これも民間の業者の技術をかりてやれば幾らでもやれることではないかなと私はそのように思いますので、まだ十分な可能性がいろいろありますので、まずよろしくお願ひしたいと思います。

これで私の質問は終わります。

議長(土門治明君) これにて10番、斎藤弥志夫議員の一般質問を終わります。

1番、斎藤武議員。

1番(斎藤 武君) 本定例会最後の一般質問となりました。

1問目として、役場職員不祥事にどう向き合うのかについてお聞きいたします。ここで言う不祥事とは、10月に発覚した前議会事務局長による案件を指します。本来はこの町の未来を語るべき議会において、このようなテーマを取り上げることは残念であります。起きてしまったことにもきちんと向き合わなければ未来を切り開けないと思ひ、あえて取り上げます。そこで、お聞きしたいことは大きく分けて2つあります。

まず1つは、なぜこの事案を未然に防ぐことはできなかったのかという点です。事案の経緯を私なりに検討すると、幾つかの時点でもしかしたら防ぐことができたのではないかと思える点があります。このことについて当局はどのようにお考えでしょうか。

そして、もう一つは事後の対応です。この定例会の冒頭に議長から陳謝の発言があり、また町長からも昨日最初の答弁の冒頭で同様の発言がありました。そして、議長、副議長及び町長の報酬または月給の減額に関する条例案が上程されるとされていますが、それ以外にも必要と思われる事後の対応はあるはずで、既に実施されたことを含め、当局はどのように事後対応をお考えなのかお聞かせください。

次に、私からも新庁舎建設事業について質問します。言うまでもないことですが、今定例会において一般質問をする7人の議員のうち、周辺の論点も含めると実に4名の議員が新庁舎建設に関して質問をしています。同一の定例会において過半数の質問者が同一案件に関して質問をしているということをまず当局においては重く受けとめていただきたいと思います。

さて、本題に入りますが、昨日ときょうのこれまでのやりとりの中で、新庁舎についてはさまざまな議論が交わされました。重複することも多々あると思いますが、私はまず演壇からは合意形成をキーワードにお尋ねします。新庁舎建設については、現在基本設計策定の段階にあり、議論のたたき台として建物平面図案なども示され、具体的な議論が深まりつつあると思ひます。一方、プランが具体的になればなるほど、そのプランに対して修正すべきと思える点も具体的に指摘されるようになってきています。例えば10月に役場内部で実施された職員対象のヒアリングでは、担当課ごとにより具体的な要望事項が出されています。一方、計画を策定する部署としては当初の計画どおりに建設事業を進めたいと思ひています。現在向かっている市町村役場機能緊急保全事業は、平成32年度までの期限つきであり、確かに時間はありません。しかし、予定ありきで進めては合意形成がおろそかになるおそれがあります。もっともこの合意形成とは大分抽象的な言葉ですので、何をもちて合意が形成されたのかという議論もあり得ますが、常識的に見て議論を尽くした上で大多数の人がおおむねよしとすれば基本的に合意が形成されたと判断することはできると思ひます。つまり単なる多数決で決まればよいということではないということです。行政の判断あるいは政治判断において、時として多数決で決めなければならないことももしかしたらあるかもしれません。しかし、その場合には何らかの犠牲を払う事態が生じるかもしれないことは古今の実例が示しています。末永く町民や職員に親しまれて使われるべき役場庁舎であり、当局としてはよもや期限ありきで合意形成を置き去りにし、単純な多数決だけで物事を決めようとは思ひてはいないはずで、計画が進みつつあり、具体的な意見が各所から出されている現段階において、新庁舎建設における合意形成を当局としてはどのように捉えているのでしょうか。

以上、お尋ねしまして、演壇からの質問を終わります。

議長(土門治明君) 時田町長。

町長(時田博機君) それでは、平成30年12月議会最後の質問者であります1番、齋藤武議員に答弁をさせていただきます。

職員の不祥事についてでありますけれども、未然防止はできなかったのかというまず最初の質問であります。勤務中の勤務の職場に職員がまさかこのような事案を起こすとは、私は遊佐町役場の職員は町の先導者として善意の人間である、皆さんがそのような仕事を一生懸命やっているということを理解してきましたので、まさかそのような自分の職場にそのような行為を行うとは全く想定をしておりませんでしたので、未然に防止できなかったのかと言われるれば、それは全く想定もしていませんでした。まずもってそれはお答えをさせていただきます。私は、職員を信頼して仕事をさせていただいてきました。

また今般、これまでやっぱり高い倫理観を求められる公務員として、法令遵守はもとより、服務規律の徹底を含め機会あるごとに注意を喚起し、厳しくみずからを律していくよう努めてきました。特に管理職である者がこのような形で著しく町民の信頼を裏切る事態を招いてしまったことに対して、被害に遭われた方々初め、町民の皆様には改めて心から深くおわびを申し上げるものであります。また、今後二度とこのような事態が起こらないように再発防止の取り組みを徹底してまいり所存であります。

いわゆる事後対応について申し上げます。不祥事発覚から今日までの再発防止並びに安全管理の徹底などに対する取り組み状況と、今後の危機管理やコンプライアンスの確立に向けた対策について申し述べさせていただきます。

まず初めに、職員のメンタルケアについて申し上げます。被害に遭われた方、被害意識を持っている方に対して、その人たちの精神的苦痛を取り除いていくことが最も重要な案件であるという認識のもと、10月25日の事件発覚当初から、酒田警察署に調査を委ねたその日から、現場調査に立ち会う中で警察署員にそのことを伝え、また翌朝には総務課長が酒田警察署に赴き、担当の刑事にメンタルケアに関するノウハウをご享受いただきたい旨相談してきております。そのときにはその刑事から「警察としても協力していきたい」というお言葉までいただいておりますが、後日調査の過程において改めて相談したところ、「被害者が特定でき、その精神的ダメージの状況がカウンセリング等必要と判断したときは、県警本部からカウンセラーを派遣してもらい被害者の心のケアに当たるなどしているが、今回の事案はそうした事件と違い、警察が対応できるようなケースとは異なるため、町の判断で町主体で行ってもらおうことになるようだ」との回答がありました。このことを踏まえ、町としてかねてから検討していたことでしたが、臨床心理士等カウンセラーを招き、臨時相談窓口を開設する方向で専門病院に打診してみました。また、女性職員からは個別相談に応じてもらうなら役場ではなく相談場所は病院にしてもらいたいという希望が上がってきましたので、相談希望者を募り、今年度から町で実施しているカウンセラー相談事業を活用し、11月の相談日に時間枠を広げて既に対応したところでした。その際、メンタルケアにとどまらず、これからの仕事に当たっての不安に感じていることなど聞き取りも行っていただきました。11月以降につきましても、これで終わりということではなく、職員の心情に寄り添い、職員の意向に沿う形で、また今後の状況の変化に応じ、柔軟な対応をしていきたいと考えております。

次に、施設セキュリティー対策の強化について申し述べます。今回の事件が土日曜日の休みの夜間、業務を装った犯行であったことから、休日及び夜間の庁舎への立ち入りを厳しく管理していきたいと考えております。そ

の対策の一つとして、土曜、日曜、祝日の休日出勤に関して、有人警備終了の17時前に職員は全員退出することを原則ルールといたしました。このことで、警備員が退庁し、機械警備に切りかわる休日17時以降の夜間管理を強化しております。既に事件発覚の3日後の10月27日土曜日から警備会社と連携して実施してきておりますが、17時前の退庁の徹底、もし17時以降の勤務を希望する場合は総務課長もしくは総務課職員の許可を受けて執務に当たることをルールとしております。また、本庁舎正面玄関と通用口及び防災センターの玄関と通用口に防犯カメラ4台を設置する方向で準備を進めております。これのセキュリティー強化策については、庁舎警備に当たってもらっている委託の警備会社にこれまでの警備体制のあり方がどうであったかを含めて、いわばプロの助言をいただいたところ、今この建物でできることと今後新庁舎に移行したときのセキュリティーのあり方を区別して考えたほうが良いということで、現段階の取り組みとしては防犯カメラ設置等の対策強化の改善を含めれば、他の自治体の庁舎管理と比較しても遜色はなく、適切なやり方だというご意見をいただいたところであります。なお、警備員が日直管理する庁舎入退管理簿の内容確認も徹底して行います。

次に、トイレの改修、点検等について申し上げます。犯行の現場となった2階女子トイレを含む1階女子トイレ及び女子更衣室の改修、そのほか庁舎内のトイレ等天井裏を専門の業者に依頼し点検を行っています。具体的な実施内容を申し上げますと、11月3日、業者に依頼し点検作業口のある部屋の天井裏を点検いたしました。本庁舎、防災センターともに不審物は見当たりませんでした。11月10日、業者に依頼し盗聴器等電波調査を行いました。映像を送受信するための電波Wi-Fi系2種類と盗聴器検知用FM波1種類の全室調査を行った結果、本庁舎、防災センターとも異常電波は検出されませんでした。警察による現場検証は11月13日終了しており、その翌日の11月14日から15日にかけて女子トイレや更衣室の改修により室内環境の改善を図りました。さらに、庁舎清掃作業員に対してトイレそのほか施設内で不審なところがないか点検しながら日々の清掃作業に当たってもらうよう指示しております。

次に、職員研修の実施について申し上げます。今回の事案は、職員の模範となるべき管理職が起こした行為であることから、まず管理職から襟を正すことから始めなければならないと考え、管理監督職向けの倫理、危機管理研修を実施することで、公務員としての倫理観を鍛え直していきたいと考えております。12月10日、管理監督職員に求められる危機管理及びコンプライアンスに関する研修会を実施しますが、来年度以降も継続して計画していきたいと考えています。

弁護士相談について申し上げます。11月20日、以下の3点について相談をし、法制及び訴訟法務の見地からのアドバイスをいただいています。

1点目として、職員への対応を含む現時点での町の対応方針、改善策に関して問題点等がないか助言をいただきました。弁護士からは、町で把握している情報及び警察から提供された情報については、職員への情報開示は可能。過去に盗撮の可能性があった場所も含め事案に関連する場所については、証拠保全のため改修は控えられたい。この件については、先ほど申し上げたとおり酒田警察署の現場検証の終了をもって警察署の承諾を得、2階女子トイレ等の改修を行ったところであります。

2点目として、今後想定される事態の進展と、それに応じた町の対応策に対して助言をいただきました。弁護士からは、今回のようなケースでは送検までの期間は2カ月から3カ月を要すると見込まれる。警察捜査の進展により、建造物侵入に加えて、山形県迷惑行為防止条例第3条(卑わいな行為の禁止)違反、無線盗撮による電波法違反の罪に問われる可能性がある。いずれも警察当局が判断する事項であると。

そして、3点目として、弁護士から職員からの法律相談に応じてもらえるかどうかを尋ねました。弁護士からは、職員がとり得る法的手段として、盗撮の精神的苦痛に対する損害賠償請求などが考えられる。今後、町を通じて個別の相談事案についても相談をお寄せいただきたい。弁護士相談に関しましては以上となりますが、今後顧問弁護士からの助言を踏まえ、町としても酒田警察署から可能な限り情報を得ながら、さらなる対策強化を図っていきたいと考えております。また、事態の進展や状況の変化に応じて、小まめに弁護士に相談しながら、適宜適切な対策を講じてまいります。

最後に、6番目として安全衛生委員会による職場環境改善について申し上げます。来週の12月12日、安全衛生委員会を開催し、この委員会の場でも改めて職場環境改善を事項として取り上げ、今回の不祥事への対策を一過性に終わらせることなく、産業医の先生初め委員である職員各層を交えてさらなる安全管理の徹底、改善に取り組んでいくこととしております。

以上となりますが、この11月1日の人事異動をもって議会事務局長を初め新たな職員体制で臨んでおります。まさにゼロからの再出発の船出となりましたが、職員一丸となって危機管理やコンプライアンスの確立に取り組み、この試練を乗り越えていかなければなりません。一日も早く町民の皆様の信頼回復に努めてまいり所存でありますので、議員各位よりなお一層のお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

2番目の質問でありました。新庁舎は合意形成のもとで禍根を残さぬようにという質問でありました。合意形成のお答えをする前に、この庁舎の改築についてはどのような経過をもって改築に至ったのかをちょっとご説明を申し上げたいと思います。これまで庁舎の建設については、初めに町の議会でありますこの議場で議員の皆様から3.11の後でしょうか、古くなった庁舎、しっかり改築するべきではないかという提案もいただきました。また、振興審議会での指摘や区長会よりの提案などがありました。建設から半世紀以上経過した庁舎の全国的な災害を通じて、果たしてこれで大丈夫なのかという提言、質問等があったように思います。その当初は、町としてそれぞれのまちづくりセンターをしっかりと整えてから、その次にやっぱり課題として考えますよという答弁をいたしておりましたけれども、振興審議会では2年続けて適正な庁舎の整備を進めるべきという厳しい提言がございました。防災拠点としての要望等、町民よりの期待に即した新庁舎への建設計画であり、議会からはその間に建設の基金設置条例の提案もありました。それに応えて基金を積み立てる条例も整えて、これまで準備してきたものであります。私としてはまさに2020年度の自治体の庁舎改築に関する期限を区切った国の起債への支援制度が創設されたことに伴い、それを活用しての時宜を得た計画、そしてそれを準備してきたものと認識しております。新庁舎の基本設計段階における建設の平面プランの検討では、町民の利便性、特に2階に農業委員会がありますときに、年配の農業委員会への年1回の現況届のときに、何で俺たちをこんな2階まで上がらせるのだという年配の農業を今リタイアした皆さんからお叱りをいただいているところもあったわけでありましたので、町民の利便性や執務空間の一体性を基本としてたたき台を作成して検討を始めたところであると考えます。平面プランに対して各課職員のヒアリングをこれまで3回実施し、ヒアリングで出された意見をもとに修正を加えるところを作業を繰り返して合意形成を図りながら基本設計を進めているものと考えております。職員ヒアリングで出された意見としては、執務空間としてのあり方や職員休憩室のあり方、現場の接客上考慮すべき点などがあると伺っております。ただ、これまでいただいた意見を整理しながら、反映可能なものについては基本設計、また実施設計等の段階でそれを反映されるものであろうと思っておりますし、ただ心配なのは新しく建設されるエリアがまさに隣に個人の住宅地を抱える問題等ありますので、日照権の問題、特に吹浦の防災センターをつくったときには、向かいの方から上

のほうから監視されているようでどうもだめだから、少し見えないような後で工夫してもらえませんか。建物が完成してからやっぱりそのように隣接する皆さんからご意見もいただいたわけですから、できれば基本設計の時点で隣接の皆さん等のやっぱりご意見を伺い、そして説明を申し上げご意見を伺うということもまさに町民との合意、そして隣接地の合意、それらは非常に大切なことではないかとこのように考えております。

以上であります。

議長(土門治明君) 1番、齋藤武議員。

1番(齋藤 武君) 丁寧に説明いただきましたので、時間がちょっと足りなくなりました。若干はしょって質問しますので、よろしくお願いいたします。

まず第1問目、職員の不祥事についてなのですけれども、やはりこれは物事が物事だけに、私も今回の議会で果たして取り上げていいのかというふうになんかちょっとちゅうちょしたのが正直なところなんです。ただ、女性職員何人かに聞きますと、その事案そのものについて事細かに取り上げるのは、それはいかがなものかと思うのだけれども、何でこの事案が発生したのか。その善後策というのは、どういうふう適切にとられているのかということについてはただすべきではないかと、あるいはそもそも12月議会で議論がされないということはある程度あり得ないよねという意見もありました。ですので、ぜひ執行部には誠実にお答えをお願いしたいと思います。

最初に、新聞報道にもありましたけれども、事案そのものの前に8月に女子トイレから出てきたところが目撃されているという件があります。このときに厳重注意をしたというふうには報道があるのですけれども、これはいわゆる条例に定めるところの懲戒処分、戒告、減給、停職、免職という、これには入らないというふうには私は思うのですが、それで間違いありませんか。厳重注意というのは、どのような条例上町の規約上の位置づけなのか、まずお願いいたします。

議長(土門治明君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) お答えをいたします。

正確には8月以前にあった出来事に対して、私が8月上旬報告を受けまして、速やかに本人を呼び出して、私からその場で口頭で注意をさせていただいたという趣旨での厳重注意であります。厳重とあえてつけたのは、そのごくかなり厳しい言い方をしたという意味合いでございます。

議長(土門治明君) 1番、齋藤武議員。

1番(齋藤 武君) そうすると、この厳重注意というのは、総務課長によるいわゆる職務上であつたとしても職務上の任意による対応だという理解でいいわけですか。

(何事か声あり)

1番(齋藤 武君) はい、わかりました。

では、その次なのですけれども、この厳重注意、それはそれで私は別にそれ自体をとがめるわけではないのです。その次なのですけれども、その厳重注意した件というのは、なぜかその時点で事務局長の任命権者である議長に伝わっていなかったようなのです。何でその時点で議長に伝わらなかったのか、あるいは伝えなかったのでしょうか。

議長(土門治明君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) お答えします。

その場でいろいろとお話をさせていただいた中に、もしこのようなことがまた報告なり、あるいはうわさでも立つよ

うなことがあったら、実際なくてももうわさでも立つようなことがあったら、今度は上司に報告をさせてもらうというお話を、そこにとどめたということでございます。

以上です。

議長(土門治明君) 1番、齋藤武議員。

1番(齋藤 武君) 先ほど町長の冒頭の答弁で、未然防止については想定していなかったという話がありました。私は、この時点で未然防止のチャンスが1つあったのかなというふうに思うものですから聞いたわけなのです。そういう認識は、総務課長、ないですか。そのときの嚴重注意に対する、嚴重注意でまず終わったわけですから、そのときそれ以外にしかるべき対応をとってればこのようなことにならなかったのではないかと私は1つ思えるのですが、そういう認識はありませんか。

議長(土門治明君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) そのときの対応いかんで今回の事件が防げたかどうかについては、たればの話にならざるを得ないのだというふうに思いますが、まず冒頭町長の答弁にもありましたとおり、盗撮ということが想像もできない、我々の認識の範囲を超えております。これまでに何かしらそういう気があるといいますか、何かしらその関係のことが、まつわる話が少しでもあれば、それなりの想定問答もできたのだと思いますが、私なりに全く想像の範囲を超えていることでありまして、まずその時点ではそのような対応をせざるを得なかったというのが私の認識とそういう結果でございまして、もちろんこういう事態になりまして、振り返ってその8月のことを私なりに自問自答しました。そして、疑ってもかかりました。そして、何度か本人と接見しておりますが、本人にも聞きました。聞いたいただきました。その中ではやはりそういう直接の、あえて直接のと言いますが、因果関係はないというふうにいわれる私の内部調査の中ではそのように捉えておりますし、警察当局からの調査報告を伺った範囲でも、直接の因果関係はないというようなことでありましたので、これ以上のたればの話、詮索はしないということで今現在にあります。ただ、どこかで今回の事件を誘発するきっかけなり、何かしらの動機があったのだらうかと、あるのだと、これは間違いないと思いますが、そうしたときに直接ではなくてもやはりそのことも遠因といいますか、関連は全くゼロではないのだらうかと、これはあくまでも推定の域を出ませんが、そのような捉え方もしているところでございます。

以上です。

議長(土門治明君) 1番、齋藤武議員。

1番(齋藤 武君) もう一つ、事前に対応がとれたのではないかという可能性につきましてお聞きしたいと思います。

職員対象にストレスチェックというのがされているというふうに聞いています。これは、予算審議とかでよくいうか、出る話です。今回の件に直接関係しているのではなくて。その中でストレスというのは、非常に意味合いが広いわけですが、今回の件に関して言うと、いわゆるストレスがあったのでやったという報道もあるものですから、ストレスという言葉にちょっと今こたわってみたいと思います。そう考えたときにストレスチェック、今されているストレスチェックで対応できる余地というのは果たしてなかったのかどうか、そこも確認したいと思います。お願いします。

議長(土門治明君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) お答えします。

今導入しています、実施していますストレスチェックにつきましては、本人のストレスに関する自身の気づきを目的としておるもので、その結果が本人に伝えられて、その結果について我々に情報が寄せられる、あるいは開示されるという仕組みにはなっていないのです。ですから、この制度をもって今回の事件の防止につなげることができたかどうかにつきましては、恐らくなかなか難しいのではないかなというふうな捉え方をしております。本人の口からストレスもあってという話を、これは私が事件発覚当日聞いたものであります。いろいろな要因があるうちの一つ、病理の問題も具体的な表現はちょっとここでは避けたいと思いますが、本人の病理的なものも述べておりました。いろいろな要因があるのだと思いますが、そのストレスにつきましても、今改めて確認はとることはできないのですが、これ記者会見でも述べました。質問を受けて答えました。職場でのストレスもあると思うし、家庭、その他いろいろな人間関係の中でもストレスがあるわけでありまして、そのいずれか、あるいはその複合、さまざまあったのだらうとあくまでも推測の域を出ませんがというようなことを述べさせていただいたというものであります。

以上です。

議長(土門治明君) 1番、齋藤武議員。

1番(齋藤 武君) 私もストレスチェックについては専門ではありませんので、この場でこれ以上言えないのですが、ただひよっとしたらさまざまな今回の事案だけではなくて、さまざまな職員の悩みの解消につながる、可能性あるわけではないですか。ということも考えれば、今やっているやり方は、それはそれとして、常に改善、改良はしてしかなるべきだと思いますので、その点はぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、1点だけ、先ほど丁寧に事後のことについてはお話いただきましたので、1点だけ事後のことについてお尋ねしたいと思います。10月の31日の午後に記者会見が行われまして、町長、副町長、総務課長がこの場で謝罪の会見をしております。ただ、そのときなぜ任命権者の議長が同席していなかったのかということに関して疑問視する声町民から出されています。先月の議会と町民との懇談会でもそういう声が出されております。このことについてなのですが、私が見聞きした情報によると、町当局が議長の同席に関してお断りしたという話があるようですけれども、それで相違ありませんか。総務課長、お願いします。

(何事か声あり)

1番(齋藤 武君) はい。総務課長、事実関係なので、お願いします。

(「私は理解していません。私は把握していません」の声あり)

議長(土門治明君) 1番、齋藤武議員。

1番(齋藤 武君) 私が今執行部にお聞きしたのは、執行部のほうが同席を拒んだという話を聞いたものですから、それは事実かどうかと聞いたのです。ですから、それについてお答えいただければ結構です。

議長(土門治明君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) お答えをします。

今回の事件が異例中にも異例中の事件、そしてあってはならない事件ということで、全てが全く未知の領域であって、事件発覚から私たちがとった行動の一つ一つは本当にはかり知れない責任を背負って決断と実行の連続でありました。今もその心持ちはみじんも揺らぐものではないわけでありまして、25日事件発覚、そして31日に記者会見、その前には全協も開かせていただいたと。その間、処分審査会2度開催、課長会議等も開催をしてというふうなことで目まぐるしく事が動いていったという中で、先ほどもあったとおり、町長から述べていただいたとおり、不適切な対応がないように、あるいは法律に抵触性が生まれないようにというようなことで、その都度都度に専門

の機関、関係の機関に助言をいただきながら、相談をさせていただきながら慎重に進めたつもりであります。県の議長会からもいろいろとアドバイスをいただいております。結果、今回条例改正という形で議長並びに副議長の減給という処分もみずから下すというご判断をいただいたわけであります。これは任命……

(「端的に」の声あり)

総務課長(池田与四也君) 任命権者みずから判断をされるというただいまのご質問も含めてですが、今回の条例提案も含めて、任命権者みずからが判断することだということが歴然としておりましたので、町としてアドバイスは一定したということではあります。たしか議会の皆さんとも全体でご相談をされて、そのような結果を、最終的にそういう判断をしたというふうには私伺っておりましたので、みずからにおいて最終の判断を皆さんの中で相談をして決定したのだろうなというふうな我々執行部側としては認識でおるところでございます。

議長(土門治明君) 1番、齋藤武議員。

1番(齋藤 武君) そうすると、今の話はアドバイスはしたということですね。だけれども、出席ご遠慮いただきたいということはないと。任命権者がみずから判断した上で、その謝罪場には来なかったという理解でいいわけですか。ここで町長、時間ないので。言った言わないをすると時間がなくなります。ここでやめます。今の総務課長の話、説明はそういうことだというふうに受け取りました。総務課長の説明は、そういうふうに受け取りましたので。

次に参ります。庁舎建設、時間がなくなりましたので参ります。話ががらっと変わるわけですがけれども、庁舎建設の事業策定に当たって、執行部の方もそうですけれども、我々も当然幾つかの先進地視察をしております。私の場合は、青森と岩手の3つの自治体に行ったわけですがけれども、その中で私だけではなくて、行った議員も含めてですけれども、多くの議員が感じたのは行ったどこの自治体でも程度の差はあるでしょうけれども、自治体と町民や市民あるいは旅行者、来訪者との関係性を大事にした庁舎をつくっているなという感じを受けました。具体的には例えば玄関ロビーを一定面積確保して、町民が多目的に使えるようにしているだとか、あるいは庁舎のところどころにいわゆる弁当開きできるような場所を、自由に弁当開きできるような場所を設けたり、あるいは中高生が自由に自習をするようなスペースを、机、椅子を設けたりというようなことがされているのが非常に印象深く残りました。翻って、遊佐町の今の計画案なのですけれども、現時点の、あくまでも現時点ですけれども、図面を私が見る限りだと、そういう点に関して遊佐町の発想というのは限定的に捉えているのかなというふうには私は見ているのですけれども、総務課長も当然あちこちの事例を、私より多分見ているはずですので、いわゆる役所、役場と町民、市民との関係性ということに関してどのように感じたのかということも含めて、この点について総務課長の見解をお願いしたいと思います。

議長(土門治明君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) 限定的に捉えているというのではなくて、これまでの検討の経過をしっかりと踏まえてのことだというふうにご理解いただければと思います。庁舎建設検討委員会、その前には庁内のプロジェクト会議を立ち上げ、ことし4月には基本計画の策定に至ったと、改めて一つ一つ確認するまでもないわけですが、基本方針をその計画に5つ盛って、例えば1つ申し上げれば経済的でスリムな庁舎というふうなことを、これは検討委員会でもかなりこだわってのご意見があったというふうには記憶しております。それがまずは1点あるかと思えますし、恐らくいろんな庁舎をごらんになって、これは千差万別で、あえて大別をすれば複合施設であったり、公の施設としての機能をそこに具備していたりという部分があるのです。ほかの自治体。そうでないものもあるか

もしませんが、うちのほうはシンプルに、いわゆる事務所としての、公の施設ではなくて事務所としての機能に特化した形で、より特化した形の建物を建てるという前提で、そういう基本的な考え方で臨んでいるということが2点目にあるかと思えます。あとは何も限定的に考えているわけではなくて、合意形成の一環として恐らくこれも他の自治体と比較すれば圧倒的に遊佐町のほうがすぐれていると思えますが、庁舎内職員のヒアリングを何度となく行って、意見の集約を図ってくる中で、そういった関係のご意見もいただいておりますので、まだまだこれから検討の余地がありますので、その辺は努力していきたいなと思えます。ただ、さきに申し上げましたその2点がまずは根底にあるということをご理解いただければというふうに思えます。

以上です。

議長(土門治明君) 1番、齋藤武議員。

1番(齋藤 武君) 先ほど菅原和幸議員への答弁があったわけですが、基本計画の中の基本方針に町民に親しまれる庁舎という方針が1つあります。先ほどの菅原議員への答弁では、町民に親しまれるために動線、導く線、動く線あるいは案内看板の検討をしているという話がありました。ただ私、それはそれでいいのです。別にそれは当然やらなくてはいけないことだと思うのですけれども、そこには実務的な発想はあるのですけれども、多分それ以上はないのかなと私はさっき理解したのです。引き続き総務課長にお聞きするわけなのですが、来訪者との関係というのは単に面積がどれだけということだけでもないと思うのです。当然一定の面積が必要なのですが、いかに庁舎そのものをもって遊佐町らしさというのを表現できるか、遊佐らしさを伝えられるかという、そういうことにも私はなると思うのです。せっかくなのであれば、もちろんお金は青天井ではありませんので、一定の枠内でつくるのは当然ですが、その一定の枠の建設資金の中で創意工夫を凝らして遊佐町らしさを表現できるかというのが非常に私は大事だと思うのですけれども、広い意味でいえば遊び心ですよ。遊び心の捉え方はいろんな捉え方があるのでしょうかけれども、私はそういうようないい意味での遊び心、別に享楽に走るという意味ではないです、遊びというのは、迎え入れる人を心に余裕を持って迎え入れると、そういう意味での遊び心を持った庁舎という発想もぜひ私は必要だと思うのですが、総務課長の見解をお願いいたします。

議長(土門治明君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) 今のお話について否定するつもりはございません。遊佐らしさを追求するというのは全くこれは町民の気持ちも一緒だというふうに思いますが、やはり常に我々は基本計画に立ち返ってということで進めていきたいなと思っております。テーマ2の方針2の町民に親しまれる庁舎、そこには一定具体的にその目指すところが書かれております。この部分も遊佐らしさの追求の大きな一つだと思いますが、いろんな条件がこれから整っていく中で、結局は取捨選択、果たしてその遊び心が優先されるというものではないと思えますし、頭から否定されることではないとも思えますので、その辺の折り合いをつけていきたいなと、これからも皆さんと一緒にって検討していきたいなというふうに思えます。

以上です。

議長(土門治明君) 1番、齋藤武議員。

1番(齋藤 武君) 今最後に折り合いというすてきな言葉が出たと私思いました。何々計画に書いてあるからという説明の仕方というの、これも大事だと思います。それは絶対計画、行政においては必要なのですけれども、やっぱりそれと同時に常に町民やあるいは来訪者とともにある庁舎づくりって、そういう視点も大事だと思うのです。そこについての折り合いということだと思います。よくちまたでは家を、一般住宅をつくるときに、3回ぐらいつけない

と満足のできるものではないというふうに言われています。多分総務課長もそういうふうにお感じなのかなと思うのですけれども、もっとも庁舎ですので、それは一概に同じように当てはめはできませんけれども、ただ3回云々の話はあるのですけれども、1回目建てる時には限られた予算の中でも必死こいてやるわけではないですか。それで、これはいけると思ってやっても、結果的に後から不都合が出てくるということはあるわけです。ところが、もし仮に庁舎を今回つくりますよというときに、いろいろ練るわけです。練って、よし、これで行こうと思ってやるわけですが、仮に最初のスタートの段階からいろいろこうしたほうがいいのではないかというようなことがいっぱいあってスタートすると、やはりそれは庁舎としてやっぱり一種不幸な出発になってしまうと思うのです。ですので、やっぱりそれはもったいないと思うのです。きのう高橋冠治議員は、質問の通告書の中で悔いの残らない庁舎建設というふうに表示をしていました。私は、通告書の中で禍根を残さない庁舎建設をというこの時間で議論しております。禍根というのは読んで字のごとく、災いの根っこという意味ですので、それを残さない庁舎建設をぜひすべきだと思います。合意形成が十分ではないと当然悔いと後悔が残るわけですので、ぜひそれは常に合意形成というのを頭に入れて進めていただきたいなというふうに思います。

時間がないので、最後に町長に1点だけお聞きします。何回も申し上げているとおり、共通認識あると思うのですけれども、時間が十分ありません、庁舎建設に関して言うと。国の有利な制度を使うという前提であるとすれば、仮に予定どおりに着工できたとしても、私は素人ですので、詳しくわかりませんが、オリンピックも近づいている。ほかの自治体でも庁舎を建てているという状況において、その材料だとか、あるいは建設スタッフが予定どおり確保できないかもしれないのです。あるいは場合によっては議論が生煮えのまま行ってしまうのかもしれない、その時点で。そういうことを考えると、ひょっとしたらそういう状況で無理無理何とか間に合わせるよりは、オリンピックの後、景気が冷えて材料が手に入りやすくなって、スタッフも確保しやすくなったというときに議論を尽くした上で建てたほうが、結果的にいろんな意味でお得になるという可能性すら私はなくはないと思うのです。なくはない。可能性ですけれども。そのあたり、町長はあくまでも今の計画のまま32年度という区切りの中で向かうのか、それとも私が今申し上げたようなことも含めて柔軟に考えるお考え、今あるのかどうか。最後にお考えをお聞きして、終わります。

議 長(土門治明君) 時田町長。

町 長(時田博機君) 消費税が8%から10%になるとか、町、国の経済がどうなるかわからないとかいろんな話がありますが、実は2025年に大阪で万博が開催されるというニュースが飛び込んできたときに、ああ、まずいなと、我が町にとってはまた大阪のいわゆるIR、カジノと万博施設を湾岸につくる事業がもう一つ大きな事業が日本で始まったら本当に大変だなと。逆に言うとオリンピックがちょうど始まって、大阪の計画が始まる前につくらないと大変な時代が来たなという、そんな私は大阪が決まってよかった、よかったというニュースを聞きながら、実はそのような思いもいたしておりました。やっぱりなかなか地方にはそれぞれの例えば酒田の市役所建設に当たっての、鉄筋工がいなくて、九州からいろいろ連れてきたとか、そんな全国そういう特殊な技術を持った方が移動してくるという状況を見ますときに、やっぱり大きな国のプロジェクトある3年前ぐらいは一番危険だなという思いをしました。ちょうどオリンピックの1年前になれば、施設はほぼ完成で、プレ大会が行われるということからみれば、2019年の秋から向かえば、ちょうど一つの事業として大きいのが終わって、次につなげられるちょうど息抜きの時期ではないかと私は考えております。これが2022年になったら、逆に万博用の工事が大阪であれだけ埋め立てて、いろんな施設を、パビリオンつくるとなったときには、技術者がほとんど大阪に集中するのではないかという視

点から見れば、その前にしっかり計画どおりつくっていくのがベターなのではないかと私は思っております。
以上であります。

議 長(土門治明君) これにて1番、齋藤武議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問は全員終了いたしました。

午後3時まで休憩いたします。

(午後2時42分)

休 憩

議 長(土門治明君) 休憩前に引き続き本会議を開きます。

(午後3時01分)

議 長(土門治明君) 日程第2から日程第13まで、議第65号 平成30年度遊佐町一般会計補正予算(第3号)ほか特別会計等補正予算6件、議第72号 遊佐町税条例等の一部を改正する条例の設定についてほか条例案件2件、事件案件2件を一括議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会議務局長。

局 長(佐藤光弥君) 上記議案を朗読。

議 長(土門治明君) 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町 長(時田博機君) それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第65号 平成30年度遊佐町一般会計補正予算(第3号)。本案につきましては、今年度の歳入全般について収納状況を見直し、歳出においては各種事業における変更や新規事業への対応を行った結果、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億7,100万円を増額し、歳入歳出予算の総額を90億2,200万円とするものであります。

歳入について主な内容を申し上げますと、町税で2,600万円を増額、国庫支出金では6,142万6,000円、県支出金では116万9,000円をそれぞれ増額、繰入金では、後期高齢者医療特別会計繰入金で520万円を増額、そのほか、諸収入では後期高齢者医療療養給付金負担金精算金で1,850万円、酒田地区広域行政組合過年度精算還付金で279万9,000円をそれぞれ増額するなど、2,260万5,000円を増額、町債では、小学校改築事業債で1億2,340万円、中学校改築事業債で3,120万円をそれぞれ増額し、歳入補正総額で2億7,100万円を増額計上するものであります。

一方、これに対応する歳出の主な内容を申し上げますと、民生費では、障害者自立支援給付事業で1,758万7,000円を減額するなど、1,451万2,000円を減額、農林水産業費では、松くい虫防除事業、森林景観整備事業で3,590万円を増額するなど、4,047万3,000円を増額、教育費では、小学校施設改良事業で1億8,190万円を増額、中学校施設改良事業で4,664万5,000円をそれぞれ増額するなど、2億3,428万9,000円を増額、そのほか、事業費の精査等により歳出補正総額で2億7,100万円を増額計上するものであります。

議第66号 平成30年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。本案につきましては、退職被保険者の療養給付費と高額医療費の減額、一般被保険者の高額療養費の増額が主なものであり、歳入歳出予算の総

額にそれぞれ270万円を増額し、歳入歳出予算の総額を17億9,081万6,000円とするものであります。

歳入について申し上げますと、県支出金で570万円を増額し、繰入金で300万円を減額するものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、総務費で47万5,000円、保険給付費で194万円、保健事業費で28万5,000円をそれぞれ増額するものであります。

議第67号 平成30年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)。本案につきましては、遊佐町公共下水道事業に係る一般管理費の見直しにより、歳入歳出予算の総額にそれぞれ180万円を増額し、歳入歳出予算の総額を7億9,060万円とするものであります。

歳入について申し上げますと、繰越金で180万円を増額するものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、総務管理費で180万円を増額するものであります。

議第68号 平成30年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第1号)。本案につきましては、遊佐町地域集落排水事業に係る、一般管理費の見直しにより、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3万円を増額し、歳入歳出予算の総額を9,053万円とするものであります。

歳入について申し上げますと、繰越金で3万円を増額するものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、総務管理費で3万円を増額するものであります。

議第69号 平成30年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第3号)。本案につきましては、今年度の介護保険給付費実績見込みを踏まえた補正が主なものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ460万円を増額し、歳入歳出予算の総額を19億4,343万4,000円とするものであります。

歳入について申し上げますと、保険料で148万円、国庫支出金で50万円、支払基金交付金で112万円、県支出金で100万円、繰入金で50万円をそれぞれ増額するものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、地域支援事業費で400万円、諸支出金で60万円をそれぞれ増額するものであります。

議第70号 平成30年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。本案につきましては、繰越金、諸支出金の増額が主なものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ520万円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億8,900万円とするものであります。

歳入について申し上げますと、繰越金で520万円を増額するものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、諸支出金で520万円を増額するものであります。

議第71号 平成30年度遊佐町水道事業会計補正予算(第3号)。本案につきましては、平成30年度水道事業会計予算における第3条に定めた収益的支出について、営業費用の取水給水配水費で450万円、総係費で20万円をそれぞれ増額し、水道事業費用予定額を4億5,278万円とするものであります。

議第72号 遊佐町税条例等の一部を改正する条例の設定について。本案につきましては、固定資産税及び都市計画税に係る第1期の納期について、固定資産税の評価がえの有無にかかわらず5月に統一するため、提案するものであります。

議第73号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、山形県人事委員会勧告に鑑み、一般職の職員の給与の改定を行うため、提案するものであります。

議第74号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、職員不祥事に対する管理監督責任を踏まえ、私と副町長の給料並びに議長及び副議長の報酬をそれぞれ減額す

るため、提案するものであります。

議第75号 町道路線の認定について。本案につきましては、舞鶴地内の宅地造成に伴い、新設する路線を町道として認定するため、提案するものであります。

議第77号 平成30年度橋梁長寿命化修繕計画事業西浜橋補修工事に係る請負契約の一部変更について。本案につきましては、平成30年度橋梁長寿命化修繕計画事業西浜橋補修工事について、契約金額を変更して実施する必要があるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、提案するものであります。

以上、補正予算案件7件、条例案件3件、事件案件2件についてご説明申し上げます。詳細につきましては、所管の課長をして審議の過程で説明いたさせますので、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

議 長(土門治明君) 8番、佐藤智則議員。

8 番(佐藤智則君) 一般会計から議第77号まで町長の説明がございました。私が挙手させていただいて発言を求めたのは、こういうことであります。議第77号であります。

町長から説明を受けた状況においては、正直言ってこの議第77号の内容が見えてきません。私も十五、六年になりますが、いわゆるここに記載されている変更前、8,856万円とありますね。変更後、1億2,008万7,360円。変更前のいわゆる幾らぐらいのこの変更を実施するに必要なだということを書いてあるのだけれども、金額にしたら3,152万7,360円の約36%の増なのです。私は、こういうような変更なんか見たことない。それをいわゆる提案理由として町長読み上げたということであるならば、それを理解してくださいという内容を私は全然感ずることができない。ですから、議長、この変更を施工業者が町に対して出した。こういうふうに変更したいと出した。その申請というのでしょうか、書面をぜひ議会に提出してください。議長、お願いします。

議 長(土門治明君) 8番、佐藤智則議員に申し上げます。

この件につきましても詳細につきましては審議の過程で説明をすると町長が先ほど申し上げておりますので、委員会なりの場で審議お願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

8番、佐藤智則議員。

8 番(佐藤智則君) いや、そうなのでしょうか。私は議論というものはいろんな議論の仕方がある。事前に内容を知らずして、そうやって資料出してくださいよと求めていて、当然それを本会議のときに議論の内容的にはかみ合うわけですよ。何で事前に求めることがいけないのですか。

(「議長、休憩」の声あり)

議 長(土門治明君) 暫時休憩いたします。

(午後3時29分)

休 憩

議 長(土門治明君) 休憩前に引き続き本会議を開きます。

(午後3時50分)

議 長(土門治明君) 先ほど議会運営委員会を開催いたしましたところ、8番、佐藤智則議員の質問に対して、あす、あさっての会議の中で所管の課長をして審議の過程で説明をもらい、そして資料を要求していただきたいとい

う結論に至りましたので、報告をいたします。

次に、日程第14、補正予算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

議第65号 平成30年度遊佐町一般会計補正予算(第3号)ほか特別会計等補正予算6件については、恒例により小職を除く議員11名による補正予算審査特別委員会を構成し、審査を行うことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

よって、会議規則第39条の規定に基づき、補正予算審査特別委員会に付託し、審査することに決しました。

お諮りいたします。それでは、補正予算審査特別委員会委員長に文教産建常任委員会委員長の菅原和幸議員、同副委員長については齋藤武議員を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

よって、補正予算審査特別委員会委員長に菅原和幸議員、同副委員長には齋藤武議員と決しました。

補正予算審査特別委員会が終了するまで本会議を延会いたします。

(午後3時52分)